

国総情建第 53 号
国住指第 1196 号
令和 3 年 6 月 24 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省総合政策局情報政策課長
国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部改正
及び建築物用途分類の改定について
(技術的助言)

「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 2 年 12 月 18 日閣議決定)等を踏まえ、「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」(令和 3 年国土交通省令第 27 号)が令和 3 年 3 月 31 日に公布し、令和 4 年 4 月 1 日施行とした。

併せて、本日通知した「建築物用途分類の改定について(通知)(総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長通知(国総情第 52 号))」のとおり建築物用途分類についても改定した。

これら省令等の改正の概要及び留意事項等については、下記のとおりであり、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らい願いたい。

また、貴職においては貴都道府県管内の特定行政庁に対してもこの旨周知願いたい。

記

第一 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)の一部改正

1. 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。)

別記第 40 号様式(以下「建築工事届」という。)の変更

(1) 第二面について、

- ① 【1. 建築主】について【2. 建築主】に変更し、【ロ. 業種】の項目を削除し、【ハ. 資本の額又は出資の総額】の項目について繰り上げたうえで選択式としたこと。
- ② 【2. 敷地の位置】を【3. 敷地の位置】とすること。

- ③ 【3. 工事予定期間】について、着工予定期日及び工事完了予定期日の記入欄を【1. 着工及び工事完了の予定期日】に移動し、工事の予定期間の記入欄を【6. 一の建築物ごとの内容】の【二. 工事の予定期間】とし、1棟ごとに記載することとしたこと。
- ④ 【6. 一の建築物ごとの内容】について【ロ. 用途】の項目について「(多用途)」欄を移動し、【二. 工事部分の床面積の合計】から【ト. 地下の階数】の項目を繰り下げたこと。
- (2) 第三面について、
 - ① 【1. 住宅部分の概要】について、【ホ. 種類】の項目を【ホ. 住宅の種類】及び【ヘ. 住宅の建て方】に分け、【ヘ. 利用関係】から【チ. 工事部分の床面積の合計】の項目を繰り下げること。
- (3) その他項目名及び注意書きの修正等所要の変更を行ったこと。
- 2. 規則別記第41号様式（以下「建築物除却届」という。）の変更
 - (1) 第二面について、
 - ① 【1. 除却場所】及び【2. 除却予定年月日】について項目の順序を変更したこと。
 - ② 【8. 住宅の利用関係】の項目を削除し、【9. 建築物の床面積の合計】及び【10. 建築物の評価額】の項目を繰り上げたこと。
 - (2) その他注意書きの修正等所要の変更を行ったこと。

第二 建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第44号）の一部改正

- 1. 建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第44号。以下「統計規則」という。）別記第1号様式（以下「建築着工統計調査票」という。）の変更
 - (1) 「建築物着工統計」欄のうち「(8) 工事の予定期間」について「(12) 構造」の次に移動すること。
 - (2) 上記(1)により繰り上げた「(9) 建築物の用途分類」について建築物用途分類の改定に伴い、入力欄を3ケタから4ケタに変更したこと。
 - (3) その他項目名の修正等所要の変更を行ったこと。
- 2. 統計規則別記第4号様式（以下「建築物除却統計調査票」という。）の変更
 - (1) 「2 建築物の用途」欄について入力欄を2ケタから3ケタに変更すること。
 - (2) その他項目名の修正等所要の変更を行ったこと。

第三 建築物用途分類の改定について

1. 改定の趣旨

建築着工統計調査票の「(9) 建築物の用途分類」の記入に当たっては、建築工事届の第二面のうち、【5. 主要用途】に記入された記号に対応する建築物用途分類の中分類の記号を上2ケタ、【6. 一の建築物ごとの内容】の【ロ. 用途】に記入された記号に対応する建築物用途分類の使途区分の記号を下1ケタとしてこれらを組み合わせた3ケタの記号を入力することとなっている。

しかし、建築工事届に記入された記号とそれに対応する建築物用途分類の中分類の記号が一致していないため、建築着工統計調査票の記入時に一の建築物ごとの建築物用途分類の記号を確認する作業が生じていた。

そこで、建築物用途分類の中分類の記号を建築工事届の【5. 主要用途】に記入された記号と規則性のあるものに再設定し、建築着工統計調査票の作成に係る業務の省力化を図る。

また、建築物除却統計調査票の「2 建築物の用途」欄に記入する記号についても、建築物除却届の第二面【3. 主要用途】に記入する記号と一致していないため、今般の改定にあわせて建築物用途分類の中分類の3ケタの記号を記入することとする。

なお、今般の改定は建築物の用途を示す記号を改めるものであるが、各用途分類項目の定義、記入方法に変更を加えるものではないため注意いただきたい。

2. 改定の概要

(1) 建築物用途分類の中分類の記号について、2ケタから3ケタにケタ数を変更し、以下の規則性に基づいて記号を設定する。

①上1ケタは、建築工事届第二面【5. 主要用途】の(1)～(3)で大別されている居住専用建築物、居住産業併用建築物、産業専用建築物ごとに、居住専用建築物の場合は「1」、居住産業併用建築物の場合は「2」、産業専用建築物の場合は「3」とすること。

②下2ケタは、建築工事届第二面【5. 主要用途】に記載することとされている同様式注意書き3. ⑥及び⑦で指定された記号と一致した記号とすること。

(参考) 中分類項目の記号の変更概要

(i) 居住専用建築物

「居住専用住宅（附属建築物を除く）」 … 「01」 → 「101」

」

「その他の居住専用準住宅」 … 「05」 → 「105」

(ii) 居住産業併用建築物

「居住農林水産業併用建築物」 … 「11」 → 「211」

「他に分類されない居住産業併用建築物」…「25」→「299」

(iii) 産業専用建築物

「農林水産業専用建築物」…「31」→「311」

「他に分類されない建築物」…「99」→「399」

※詳細な各区分の変更後の記号については、本日通知した総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長通知（国総情第52号）及び「【別添2】建築物用途分類新旧対照表」、「【別添3】建築物用途分類早見表」で確認すること。

- (2) (1)の変更に伴い、建築物用途分類の大分類項目及び中分類項目の項目名等平仄をそろえるための変更を行ったこと。

第四 留意事項等

- (1) 建築工事届及び建築物除却届（以下「工事届等」という。）の改正内容について、施行日までに工事届等を作成する建築主等に対して十分に周知すること。
- (2) 別途、国土交通省から貴職宛にExcel形式の工事届等を配布する。建築主等から本形式で届け出された工事届等については、マクロ機能を活用することにより、建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記を効率的に行うことが可能であるため、本形式の工事届等をホームページでダウンロード可能な状態にするなど、建築主等に対して配布を行い、積極的に活用いただきたい。
- (3) 建築着工統計調査票については、令和元年度よりオンライン上での調査票の提出が可能となっているため、積極的に活用いただきたいこと。
- (4) 建築着工統計調査票「(9) 建築物の用途分類」欄の記入に当たっては、上3ケタに変更した中分類の記号を記入し、下1ケタには従来通り用途区分の記号を記入すること。建築物除却統計調査票の「2 建築物の用途」欄には、変更した中分類の記号を記入すること。
- (5) 建築物用途分類の中分類項目のうち、居住産業併用建築物については、従来の15区分から産業専用建築物と同じ37区分に変更しているので注意すること。

第五 施行期日

令和4年4月1日

※新様式及び新たな建築物用途分類の適用については、令和4年4月分の調査からとする。

第六 その他

「令和２年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和２年１２月１８日閣議決定）において、建築工事届等の様式変更とあわせて、建築着工統計に関する手続きのオンライン化について検討し、令和３年中に結論を得ることとされている。上記については今後改めて通知する。

<添付資料>

- 【別添１】建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令（令和３年国土交通省令第２７号）
- 【別添２】建築物用途分類 新旧対照表
- 【別添３】建築物用途分類 早見表（改定後）

○国土交通省令第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十五条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

改正後	改正前
別記第四十号様式 第四十号様式 (第八条関係) (A4) 建築基準法第 15 条第 1 項の規定による 建築工事届 (第一面) 年 月 日 知事様 建築主 氏名 郵便番号 住所 電話番号 工事施工者 (設計者又は代理者) 氏名 営業所名 (建築士事務所名) 郵便番号 所在地 電話番号 工事監理者 氏名 営業所名 (建築士事務所名) 郵便番号 所在地 電話番号 建築確認 確認済証番号 第 号 確認済証交付年月日 年 月 日 確認済証交付者 除却工事施工者 氏名 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号 ※受付経由機関記載欄	別記第四十号様式 第四十号様式 (第八条関係) (A4) 建築基準法第 15 条第 1 項の規定による 建築工事届 (第一面) 年 月 日 知事様 建築主 氏名 郵便番号 住所 電話番号 工事施工者 (設計者又は代理者) 氏名 営業所名 (建築士事務所名) 郵便番号 所在地 電話番号 工事監理者 氏名 営業所名 (建築士事務所名) 郵便番号 所在地 電話番号 建築確認 確認済証番号 第 号 確認済証交付年月日 年 月 日 確認済証交付者 除却工事施工者 氏名 営業所名 郵便番号 所在地 電話番号 ※受付経由機関記載欄

(第二面)

【1. 着工及び工事完了の予定期日】			
【イ. 着工予定期日】	年 月 日		
【ロ. 工事完了予定期日】	年 月 日		
【2. 建築主】			
【イ. 建築主の種類別】	☐ (1) 国 ☐ (2) 都道府県 ☐ (3) 市区町村		
	☐ (4) 会社 ☐ (5) 会社でない団体 ☐ (6) 個人		
【ロ. 資本の額又は出資の総額】	☐ (1) 1,000 万円以下 ☐ (2) 1,000 万円超～3,000 万円以下		
	☐ (3) 3,000 万円超～1 億円以下		
	☐ (4) 1 億円超～10 億円以下 ☐ (5) 10 億円超		
【3. 敷地の位置】			
【イ. 地名地番】			
【ロ. 都市計画】	☐ (1) 市街化区域 ☐ (2) 市街化調整区域		
	☐ (3) 区域区分非設定都市計画区域 ☐ (4) 準都市計画区域		
	☐ (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【4. 工事種別】 ☐ (1) 新築 ☐ (2) 増築 ☐ (3) 改築 ☐ (4) 移転			
【5. 主要用途】	(1) 居住専用建築物 ()		
	(2) 居住産業併用建築物 ()		
	(3) 産業専用建築物 ()		
【6. 一の建築物ごとの内容】			
【イ. 番号】	()	()	()
【ロ. 用途】	☐ (1) 事務所等 ☐ (1) 事務所等 ☐ (1) 事務所等		
	☐ (2) 物品販売業を営む店舗等	☐ (2) 物品販売業を営む店舗等	☐ (2) 物品販売業を営む店舗等
	☐ (3) 工場, 作業場	☐ (3) 工場, 作業場	☐ (3) 工場, 作業場
	☐ (4) 倉庫	☐ (4) 倉庫	☐ (4) 倉庫
	☐ (5) 学校	☐ (5) 学校	☐ (5) 学校
	☐ (6) 病院, 診療所	☐ (6) 病院, 診療所	☐ (6) 病院, 診療所
	☐ (9) その他	☐ (9) その他	☐ (9) その他
	☐ 多用途	☐ 多用途	☐ 多用途
【ハ. 工事部分の構造】	☐ (1) 木造 ☐ (1) 木造 ☐ (1) 木造		
	☐ (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造	☐ (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造	☐ (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造
	☐ (3) 鉄筋コンクリート造	☐ (3) 鉄筋コンクリート造	☐ (3) 鉄筋コンクリート造
	☐ (4) 鉄骨造	☐ (4) 鉄骨造	☐ (4) 鉄骨造
	☐ (5) コンクリートブロック造	☐ (5) コンクリートブロック造	☐ (5) コンクリートブロック造

(第二面)

【1. 建築主】			
【イ. 種類】	(1) 国 (2) 都道府県 (3) 市区町村 (4) 会社 (5) 会社でない団体 (6) 個人		
【ロ. 業種】	(1) 農林水産業 (2) 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業 (3) 製造業 (4) 電気・ガス・熱供給・水道業 (5) 情報通信業 (6) 運輸業 (7) 卸売業, 小売業 (8) 金融業, 保険業 (9) 不動産業 (10) 宿泊業, 飲食サービス業 (11) 医療, 福祉 (12) 教育, 学習支援業 (13) その他のサービス業 (14) 国家公務, 地方公務 (15) 他に分類されないもの		
【ハ. 資本の額又は出資の総額】	百万円		
【2. 敷地の位置】			
【イ. 地名地番】			
【ロ. 都市計画】	(1) 市街化区域 (2) 市街化調整区域 (3) 区域区分非設定都市計画区域 (4) 準都市計画区域 (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【3. 工事予定期間】			
	年 月 日から		
	年 月 日まで		
	年 月 間		
【4. 工事種別】 (1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転			
【5. 主要用途】	(1) 居住専用建築物 ()		
	(2) 居住産業併用建築物 ()		
	(3) 産業専用建築物 ()		
【6. 一の建築物ごとの内容】			
【イ. 番号】	()	()	()
【ロ. 用途】	(多用途) (多用途) (多用途)		
	(1) 事務所等 (1) 事務所等 (1) 事務所等		
	(2) 物品販売業を営む店舗等 (2) 物品販売業を営む店舗等 (2) 物品販売業を営む店舗等		
	(3) 工場, 作業場 (3) 工場, 作業場 (3) 工場, 作業場		
	(4) 倉庫 (4) 倉庫 (4) 倉庫		
	(5) 学校 (5) 学校 (5) 学校		
	(6) 病院, 診療所 (6) 病院, 診療所 (6) 病院, 診療所		
	(9) その他 (9) その他 (9) その他		
【ハ. 工事部分の構造】	(1) 木造 (1) 木造 (1) 木造		
	(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造		
	(3) 鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造		
	(4) 鉄骨造 (4) 鉄骨造 (4) 鉄骨造		

□(6)その他			□(6)その他			□(6)その他		
【三. 工事の予定期間】			() 月間			() 月間		
【ホ. 工事部分の								
【一. 床面積の合計】			() m²			() m²		
【二. 建築工事費予定額】			() 万円			() 万円		
【ト. 新築工事の場合における地上の階数】			() 階			() 階		
【チ. 新築工事の場合における地下の階数】			() 階			() 階		
【7. 新築工事の場合における敷地面積】			m²					

【三. 工事部分の			(5)コンクリート 造			(5)コンクリート 造			(5)コンクリート 造		
【ホ. 建築工事費予定額】			() 万円			() 万円			() 万円		
【ト. 地上の階数】			() 階			() 階			() 階		
【チ. 地下の階数】			() 階			() 階			() 階		
【7. 新築工事の場合における敷地面積】			m²								

(第三面)

1. 住宅部分の概要

イ. 番号

ロ. 新設又はその他の別

ハ. 新設住宅の資金

ニ. 住宅の建築工法

ホ. 住宅の種類

ヘ. 住宅の建て方

ト. 利用関係

チ. 住宅の戸数

リ. 工事部分の床面積の合計

(1)新設

(2)民間資金住宅

(1)民間資金

(1)在来工法

(1)専用住宅

(1)持家

(戸)

(m²)

(□新築

(2)公営住宅

(2)プレハブ工法

(2)併用住宅

(2)貸家

(戸)

(m²)

(□改築

(3)住宅金融支援機構住宅

(3)その他の住宅

(3)枠組壁工法

(3)その他の住宅

(3)共同住宅

(3)給与住宅

(戸)

(m²)

(□増築

(4)独立行政法人住宅金融支援機構

(4)独立行政法人都市再生機構

(4)分譲住宅

(4)共同住宅

(4)給与住宅

(戸)

(m²)

(第三面)

1. 住宅部分の概要

イ. 番号

ロ. 新設とその他の別

ハ. 資金

ニ. 建築工法

ホ. 種類

ヘ. 利用関係

ト. 戸数

リ. 工事部分の床面積の合計

新設

(2)増築

(1)新築

(1)在来工法

(1)専用住宅

(1)持家

(戸)

(m²)

(2)増築

(3)改築

(2)貸家

(2)プレハブ工法

(2)併用住宅

(2)貸家

(戸)

(m²)

(3)改築

(4)独立行政法人住宅金融支援機構

(4)独立行政法人都市再生機構

(4)分譲住宅

(4)共同住宅

(4)給与住宅

(戸)

(m²)

(第四面)

【1. 主要用途】	(1) 居住専用建築物 ()
	(2) 居住産業併用建築物 ()
	(3) 産業専用建築物 ()
【2. 除却原因】	☐ (1) 老朽して危険があるため ☐ (2) その他
【3. 構造】	☐ (1) 木造 ☐ (2) その他
【4. 建築物の数】	戸
【5. 住宅の戸数】	戸
【6. 住宅の利用関係】	☐ (1) 持家 ☐ (2) 貸家 ☐ (3) 給与住宅
【7. 建築物の床面積の合計】	m ²
【8. 建築物の評価額】	千円

(第四面)

【1. 主要用途】	(1) 居住専用建築物 ()
	(2) 居住産業併用建築物 ()
	(3) 産業専用建築物 ()
【2. 除却要因】	(1) 老朽して危険があるため (2) その他
【3. 構造種別】	(1) 木造 (2) その他
【4. 建築物の数】	戸
【5. 住宅の戸数】	戸
【6. 住宅の利用関係】	(1) 持家 (2) 貸家 (3) 給与住宅
【7. 建築物の床面積の合計】	m ²
【8. 建築物の評価額】	千円

(注意)

1. 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 第一面関係
 - ① ※印のある欄は記入しないでください。
 - ② 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。
3. 第二面関係

- ① 2欄の「イ」及び「ロ」、3欄の「ロ」、4欄並びに6欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するエックボックスに「シ」マークを入れてください。
- ② 2欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
- ③ 2欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。
- (別る)
- ④ 3欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。
- ⑤ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。
- (別る)

- ⑥ 5欄において「(1) 居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅 (附属建築物を除く。)		01
居住専用住宅附属建築物 (物置、車庫等)		02
寮、寄宿舎、合宿所 (附属建築物を除く。)		03
寮、寄宿舎、合宿所附属建築物 (物置、車庫等)		04
他に分類されない居住専用建築物		05

- ⑦ 5欄において「(2) 居住産業併用建築物」又は「(3) 産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一般地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	11
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック	14

(注意)

1. 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 第一面関係
 - ① ※印のある欄は記入しないでください。
 - ② 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。
3. 第二面関係

- ① 1欄の「イ」、2欄の「ロ」、4欄及び6欄の「ハ」は、該当する番号を○印で囲んでください。
- ② 1欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
- ③ 1欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。
- ④ 1欄の「ロ」は、該当する番号 (兼業の場合は、売上高の最も大きいもの) を○印で囲んでください。
- ⑤ 2欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。
- ⑥ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

- ⑦ 5欄は、(1) から (3) までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
- ⑧ 5欄において「(1) 居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅 (附属建築物を除く。)		01
居住専用住宅附属建築物 (物置、車庫等)		02
寮、寄宿舎、合宿所 (附属建築物を除く。)		03
寮、寄宿舎、合宿所附属建築物 (物置、車庫等)		04
他に分類されない居住専用建築物		05

- ⑨ 5欄において「(2) 居住産業併用建築物」及び「(3) 産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一般地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	11
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・	14

	製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。）、窯業・土石製品製造業	
	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業、情報サービス業、インターネット随伴サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	27
卸売業、小売業	卸売業、小売業	28
金融業、保険業	金融業、保険業	29
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育、学習支援業	学校教育	34
	その他の教育、学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育、学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療、福祉	医療業、保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39

	紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。）、窯業・土石製品製造業	
	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業、情報サービス業、インターネット随伴サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	27
卸売業、小売業	卸売業、小売業	28
金融業、保険業	金融業、保険業	29
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育、学習支援業	学校教育	34
	その他の教育、学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育、学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療、福祉	医療業、保健衛生	38

その他のサービス業	郵便業 (信書便事業を含む。)、郵便局		40
	学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体		41
	その他の生活関連サービス業 (旅行業に限る。)		42
	娯楽業		43
	宗教		44
	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業 (旅行業を除く。)、協同組合、サービス業 (他に分類されないもの) (記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。)		45
	国家公務、地方公務		46
	他に分類されないもの		99

⑧ 6欄は、一の建築物 (1棟) ごとに記入してください。

⑨ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物 (1棟) ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、一の建築物中に、2種類以上の用途 (既存部分があるときは、その用途を含む。) があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れて、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑩ 6欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

⑪ 6欄の「ハ」は、工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

⑫ 6欄の「ニ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。

⑬ 6欄の「ヘ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

4. 第三面関係

① 第三面は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物である場合に作成してください。当該建築物の数が2以上のときは、一の建築物 (1棟) ごとに作成してください。

② 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③ 1欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続き

その他のサービス業	社会保険・社会福祉・介護事業		39
	郵便業 (信書便事業を含む。)、郵便局		40
	学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体		41
	その他の生活関連サービス業 (旅行業に限る。)		42
	娯楽業		43
	宗教		44
	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業 (旅行業を除く。)、協同組合、サービス業 (他に分類されないもの) (記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。)		45
	国家公務、地方公務		46
	他に分類されないもの		99

⑩ 6欄は、一の建築物 (1棟) ごとに記入してください。

⑪ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物 (1棟) ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、該当する番号を○印で囲んでください。なお、一の建築物中に、2種類以上の用途 (既存部分があるときは、その用途を含む。) があるときは、「多用途」を○印で囲み、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当する番号を○印で囲んでください。

⑫ 6欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

(新設)

(新設)

⑬ 6欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

4. 第三面関係

① 第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。

② 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③ 1欄の「ロ」から「ヘ」までは、該当する番号を○印で囲んでください。

④ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。

であっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一般地内に既存住宅があつて、別棟に 50 平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑤ 1 欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大がは問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。

⑥ 1 欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。

⑦ 1 欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の 5 分の 1 以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

⑧ 1 欄の「ヘ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない 2 戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しない 2 戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に 2 戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。

⑨ 一件の建築工事で 1 欄の「上」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が 2 種類以上となる場合は、1 欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

5. 第四面関係

① 第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。（削る）

② 1 欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、(注意) 3. ⑥に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。

③ 1 欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、(注意) 3. ⑦に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。また、一般地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

④ 2 欄、3 欄及び 6 欄は、該当するチェックボックスに「シ」マークを入れてください。

例えば、一般地内に既存住宅があつて、別棟に 50 平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑤ 1 欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「独立行政法人住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大がは問いません。

⑥ 1 欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。

⑦ 1 欄の「ホ」において、「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない 2 戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで 2 戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に 2 戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。

(新設)

⑧ 一件の建築工事で 1 欄の「ヘ」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が 2 種類以上となる場合は、1 欄の「ト」及び「チ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

5. 第四面関係

① 第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

② 1 欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で開んでください。

③ 1 欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、(注意) 3. ⑧に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。

④ 1 欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、(注意) 3. ⑨に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。また、一般地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

⑤ 2 欄、3 欄及び 6 欄は、該当する番号を○印で開んでください。

別記第四十一号様式
第四十一号様式 (第八条関係) (A4)

建築基準法第15条第1項の規定による
建築物除却届
(第一面)

知事様

年 月 日

除却工事施工者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

※ 受付経由機関記載欄

別記第四十一号様式
第四十一号様式 (第八条関係) (A4)

建築基準法第15条第1項の規定による
建築物除却届
(第一面)

知事様

年 月 日

除却工事施工者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

※ 受付経由機関記載欄

(第二面)

【1. 除却予定期日】

年 月 日

【2. 除却場所】

【3. 主要用途】

(1) 居住専用建築物 ()
(2) 居住産業併用建築物 ()
(3) 産業専用建築物 ()

【4. 除却原因】

☐ (1) 老朽して危険があるため ☐ (2) その他

【5. 構造】

☐ (1) 木造 ☐ (2) その他

【6. 建築物の数】

【7. 住宅の戸数】

戸

【8. 建築物の床面積の合計】

m²

【9. 建築物の評価額】

千円

(注意)
1. 第一面関係
※印のある欄は記入しないでください。
2. 第二面関係
① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
(別る)
② 3欄において「(1) 居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅 (附属建築物を除く。)		01
居住専用住宅附属建築物 (物置, 車庫等)		02
寮, 寄宿舎, 合宿所 (附属建築物を除く。)		03
寮, 寄宿舎, 合宿所附属建築物 (物置, 車庫等)		04

(第二面)

【1. 除却場所】

【2. 除却予定年月日】

年 月 日

【3. 主要用途】

(1) 居住専用建築物 ()
(2) 居住産業併用建築物 ()
(3) 産業専用建築物 ()

【4. 除却原因】

☐ (1) 老朽して危険があるため ☐ (2) その他

【5. 構造種別】

☐ (1) 木造 ☐ (2) その他

【6. 建築物の数】

【7. 住宅の戸数】

戸

【8. 住宅の利用関係】

(1) 持家 (2) 借家 (3) 給与住宅

【9. 建築物の床面積の合計】

m²

【10. 建築物の評価額】

千円

(注意)
1. 第一面関係
※印のある欄は記入しないでください。
2. 第二面関係
① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
② 3欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
③ 3欄において「(1) 居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅 (附属建築物を除く。)		01
居住専用住宅附属建築物 (物置, 車庫等)		02
寮, 寄宿舎, 合宿所 (附属建築物を除く。)		03

他に分類されない居住専用建築物	05
-----------------	----

⑨ 3 欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	11
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。）、窯業・土石製品製造業	14
	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20

寮、寄宿舎、合宿所附属建築物（物置、車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

⑩ 3 欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	11
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。）、窯業・土石製品製造業	14
	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給	電気業	19

情報通信業	熱供給業	21
	水道業	22
	通信業	23
	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
運輸業	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	27
	卸売業、小売業	28
	金融業、保険業	29
	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
宿泊業、飲食サービス業	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
	宿泊業	32
	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	33
	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	35
その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）		36

・水道業		20
ガス業		21
熱供給業		22
水道業		23
情報通信業	通信業	24
	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	26
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	27
	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	28
運輸業	卸売業、小売業	29
	金融業、保険業	30
	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	31
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	32
	宿泊業	33
宿泊業、飲食サービス業	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	34
	学校教育	35
	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	36

	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療、福祉	医療業、保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局	40
	学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。）、協同組合、サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務、地方公務	国家公務、地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

④ 4欄及び5欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

	その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療、福祉	医療業、保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局	40
	学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。）、協同組合、サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務、地方公務	国家公務、地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑤ 4欄、5欄及び8欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

(建築動態統計調査規則の一部改正)

第二条 建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(着工調査の調査事項) 第六条 着工調査は、次に掲げる事項について行う。 一 建築物着工統計調査 (一) (五) (略) (六) 工事部分の構造 (七)・(八) (略) (九) 新築工事の場合における階級（地上の階数、地下の階数の別） (十) (略) (十一) 工事部分の床面積の合計 (十二) 建築工事費予定額 二 住宅着工統計調査 (一) (三) (略) (四) 新設又はその他の別 (五) 工事部分の構造（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別） (六)・(七) (略) (八) 住宅の建て方（二戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別） (九)・(十) (略) (十一) 工事部分の床面積の合計 (十二) (略) 三 (略) (滅失調査の調査事項) 第二十条 滅失調査は、左に掲げる事項について行う。 一 建築物除却統計調査 (一) (六) (略) (七) 建築物の床面積の合計 (八)・(九) (略) 二 (略)	(着工調査の調査事項) 第六条 着工調査は、次に掲げる事項について行う。 一 建築物着工統計調査 (一) (五) (略) (六) 構造 (七)・(八) (略) (九) 新築の場合における階級（地上の階数、地下の階数の別） (十) (略) (十一) 床面積の合計 (十二) 工事費予定額 二 住宅着工統計調査 (一) (三) (略) (四) 工事別（新設、その他の別） (五) 住宅の構造（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別） (六)・(七) (略) (八) 建て方（二戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別） (九)・(十) (略) (十一) 住宅の床面積の合計 (十二) (略) 三 (略) (滅失調査の調査事項) 第二十条 滅失調査は、左に掲げる事項について行う。 一 建築物除却統計調査 (一) (六) (略) (七) 床面積の合計 (八)・(九) (略) 二 (略)

票查調統計工着建築建

政府統計

(4) まちがえた場合は、消しゴムできれいに消してから記入して下さい。

市 区 局 办	
---------	--

名世成作

この調査票は、機械で読取りますので、汚したり、折ったり、まるめたりしないで下さい。

住 宅 着 工 統 計						⑬建設を伴う新築住宅の利用関係
①新築又はその他の別荘	⑧新築住宅の資金	⑨住宅の建築工法	⑩住宅の種類	⑪住宅の建て方	⑫利用関係	
1. 新 設	1. 民間資金住宅 2. 公営住宅 3. 住宅金融支援機構住宅 4. 都市再生機構住宅 5. その他	1. 在来工法 2. 7/11工法 3. 枠組壁工法	1. 専用住宅 2. 併用住宅 3. その他の住宅	1. 一戸建住宅 2. 長屋型住宅 3. 共同住宅 4. 分譲住宅	1. 持家 2. 賃貸家 3. 賃貸家 3. 給与住宅	1. 持家 2. 賃貸家 3. 給与住宅
2. その他						

(25)	建築士が 設計した戸	(24)	工事部分の 床面積の計	(23)	宅数 の住戸
(17)	附設芝生の別	(18)	新設住宅の資	(19)	住宅の建築工
(21)	住宅の建て方	(20)	住宅の種別	(22)	利用関係

[illegible]

別記第四号様式を次のように改める。

票查調計却除物築建

各通交土圍

第四号様式

除却予定期日

令和	年	月
----	---	---

除却場所	都道府県	(コード)
市場所	市区郡	(市区郡コード)

建築物の用途	除却原因	構造
建築物用途分類による番号を記入すること	1. 老朽して危険があるため 2. その他	1. 木造 2. その他

調査番号	第	号
調査期日	令和	年 月 日
作成者氏名		

[illegible]

附
則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

建築物用途分類 新旧対照表

<変更点>

- 大分類項目のうち、居住産業併用建築物は、「C. 居住産業併用建築物」の1区分となっていたものを、産業用建築物にならって日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ「B 0 1. 居住農林水産業併用建築物」から「B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物」の15区分に変更する。
- 中分類項目のうち、居住産業併用建築物について、産業用建築物にならって、日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによる37区分に変更する。中分類の記号について、2ケタを3ケタとし、上1ケタを居住専用建築物は「1」、居住産業併用建築物は「2」、産業用建築物は「3」とする。下2ケタは、建築基準法施行規則第40号様式第二面【5. 主要用途】に記載することとされている同様式注意書き3. ⑥及び⑦で指定された記号と一致した記号とする。
- その他、平仄の観点で修正を行う。

旧	新
建 築 物 用 途 分 類 第 一 章 建築物用途分類一般原則 第1項 建築物の定義 この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その	建 築 物 用 途 分 類 第 一 章 建築物用途分類一般原則 第1項 建築物の定義 この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その

他これらに類する施設をいう。 第2項 分類の構成 建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。 建築物の用途については大分類及び中分類を設ける。また、用途の中分類を使途により区分する。	他これらに類する施設をいう。 第2項 分類の構成 建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。 建築物の用途については大分類及び中分類を設ける。また、用途の中分類を使途により区分する。
第3項 建築物用途分類の内容 1 用途分類 この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占用される目的をいう。建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。<u>居住産業併用とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であるものをいう。</u> 用途分類の大分類として、18大分類を設ける。<u>居住専用は住宅（家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物）と準住宅（一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物）の2区分とする。居住産業併用については1区分とする。産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によって15区分する。</u> また、大分類を更に細分するために中分類を設ける。 居住専用については、居住そのもののための建築物とそれらに附属す	第3項 建築物用途分類の内容 1 用途分類 この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占用される目的をいう。建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。<u>居住産業併用とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であるものをいう。</u> 用途分類の大分類として、<u>32</u>大分類を設ける。<u>居住専用は住宅（家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物）と準住宅（一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物）の2区分とする。居住産業併用及び産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ15区分する。</u> また、大分類を更に細分するために中分類を設ける。 居住専用については、居住そのもののための建築物とそれらに附属する

る建築物（物置等）に区分し、居住産業併用については居住と併用する産業部分の区分を産業用の大分類と同じ区分とする。従って、居住産業併用の中分類は産業用の大分類と同じ 15 区分となる。産業用については、日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによるものとし、37 中分類とする。 2 使途区分 この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。 ○ 事 務 所（使途区分 1） 机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。 ○ 店 舗（使途区分 2） 卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。 ○ 工場及び作業場（使途区分 3） 物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。	建築物（物置等）に区分し、<u>居住産業併用については居住と併用する産業部分の区分を日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによるものとし、37 中分類とする。</u>産業用については、日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによるものとし、37 中分類とする。 2 使途区分 この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。 ○ 事 務 所（使途区分 1） 机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。 ○ 店 舗（使途区分 2） 卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。 ○ 工場及び作業場（使途区分 3） 物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品 検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。
--	---

○ 倉 庫（使途区分 4） 物品を貯蔵又は保管する場所をいう。 ○ 学校の校舎（使途区分 5） 教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。 ○ 病院・診療所（使途区分 6） 医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。 ○ そ の 他（使途区分 9） 居住専用住宅、居住専用準住宅及び上記使途区分 1 から 6 以外の居住産業併用建築物又は産業用建築物をいう。	○ 倉 庫（使途区分 4） 物品を貯蔵又は保管する場所をいう。 ○ 学校の校舎（使途区分 5） 教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。 ○ 病院・診療所（使途区分 6） 医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。 ○ そ の 他（使途区分 9） 居住専用住宅、居住専用準住宅及び上記使途区分 1 から 6 以外の居住産業併用建築物又は産業用建築物をいう。
第 4 項 分類適用上の原則 1 分類の適用単位 分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。	第 4 項 分類適用上の原則 1 分類の適用単位 分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。

2 建築物の用途の決定方法 建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判断し、次いで大分類、中分類の順に決定する。 (1) 居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判定するに当たっては、居住用として占有されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが100%である場合は、「大分類A. 居住専用住宅」又は「大分類B. 居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類C. 居住産業併用建築物」に、20%未満である場合は、「大分類D. 農林水産業用建築物」から「大分類R. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。 (2) 居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類A. 居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類B. 居住専用準住宅」に分類する。 (3) 「大分類C. 居住産業併用建築物」及び「大分類D. 農林水産業用建築物」から「大分類R. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物を更に中分類の産業別に分類するに当たり、<u>一つの棟の中に用途の異なる部分がある場合は、最大の床面積を占有している用途によって</u>	2 建築物の用途の決定方法 建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判断し、次いで大分類、中分類の順に決定する。 (1) 居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判定するに当たっては、居住用として占有されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが100%である場合は、「<u>大分類A 1. 居住専用住宅</u>」又は「<u>大分類A 2. 居住専用準住宅</u>」のどちらかに、20%以上である場合は、「<u>大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物</u>」から「<u>大分類B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物</u>」までの居住産業併用建築物のいずれかに、20%未満である場合は、「<u>大分類C 1. 農林水産業用建築物</u>」から「<u>大分類C 1 5. 他に分類されない建築物</u>」までの産業用建築物のいずれかに分類する。 (2) 居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「<u>大分類A 1. 居住専用住宅</u>」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「<u>大分類A 2. 居住専用準住宅</u>」に分類する。 (3) 「<u>大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物</u>」から「<u>大分類B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物</u>」までの居住産業併用建築物及び「<u>大分類C 1. 農林水産業用建築物</u>」から「<u>大分類C 1 5. 他に分類されない建築物</u>」までの産業用建築物を更に中分類の産業別に分類するに
---	--

<u>分類する。</u> (4) 「大分類C. 居住産業併用建築物」及び「大分類D. 農林水産業用建築物」から「大分類R. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の5、6に該当するものについては、他の産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類N. 教育，学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類O. 医療，福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舍、寮等は、「大分類B. 居住専用準住宅」に分類する。 ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。 一構内における建築物群が単一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一つの構えとする。 (5) 修理業用建築物及び再生業用建築物は、その取り扱う物品の製造業	当たり、一つの棟の中に用途の異なる部分がある場合は、最大の床面積を占有している用途によって分類する。 (4) <u>「大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物</u>及び「<u>大分類C 1. 農林水産業用建築物</u>」から「<u>大分類C 1 5. 他に分類されない建築物</u>」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の5、6に該当するものについては、他の<u>居住産業併用及び産業用の建築物</u>と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「<u>大分類B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物</u>」又は「<u>大分類C 1 1. 教育，学習支援業用建築物</u>」に、病院・診療所の建物は、「<u>大分類B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物</u>」又は「<u>大分類C 1 2. 医療，福祉用建築物</u>」に分類する。また、寄宿舍、寮等は、「<u>大分類A 2. 居住専用準住宅</u>」に分類する。 ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。 一構内における建築物群が単一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一つの構えとする。 (5) 修理業用建築物及び再生業用建築物は、その取り扱う物品の製造業
--	--

用建築物と同一の分類とする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、建築物用途分類においては中分類「65. その他のサービス業用建築物」に分類する。 (6) 賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、中分類「50. 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）」に分類する。	用建築物と同一の分類とする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、建築物用途分類においては中分類「65. その他のサービス業用建築物」に分類する。 (6) 賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、中分類「<u>230 居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）</u>」又は「<u>330 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）</u>」に分類する。
3 建築物の使途の決定方法 (1) 「大分類C. 居住産業併用建築物」及び「大分類D. 農林水産業用建築物」から「大分類R. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物を更に使途別に区分するに当たり、一つの棟の中に使途の異なる部分がある場合には、最大の床面積を占有している使途によって分類する。 (2) 賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される使途による。ただし、その使途を予想できないものについては、「9 その他」に分類する。	3 建築物の使途の決定方法 (1) 「<u>大分類B1. 居住農林水産業併用建築物</u>」から「<u>大分類B15. 他に分類されない居住産業併用建築物</u>」までの居住産業併用建築物及び「<u>大分類C1. 農林水産業用建築物</u>」から「<u>大分類C15. 他に分類されない建築物</u>」までの産業用建築物を更に使途別に区分するに当たり、一つの棟の中に使途の異なる部分がある場合には、最大の床面積を占有している使途によって分類する。 (2) 賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される使途による。ただし、その使途を予想できないものについては、「9 その他」に分類する。

第二章 分類項目表

1. 大分類項目

- A. 居住専用住宅
- B. 居住専用準住宅
- C. 居住産業併用建築物
- D. 農林水産業用建築物
- E. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物
- F. 製造業用建築物

第二章 分類項目表

1. 大分類項目

- A 0 1. 居住専用住宅
- A 0 2. 居住専用準住宅
- B 0 1. 居住農林水産業併用建築物
- B 0 2. 居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物
- B 0 3. 居住製造業併用建築物
- B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物
- B 0 5. 居住情報通信業併用建築物
- B 0 6. 居住運輸業併用建築物
- B 0 7. 居住卸売業，小売業併用建築物
- B 0 8. 居住金融業，保険業併用建築物
- B 0 9. 居住不動産業併用建築物
- B 1 0. 居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物
- B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物
- B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物
- B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物
- B 1 4. 居住公務併用建築物
- B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物
- C 0 1. 農林水産業用建築物
- C 0 2. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物
- C 0 3. 製造業用建築物

- G. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物
- H. 情報通信業用建築物
- I. 運輸業用建築物
- J. 卸売業，小売業用建築物
- K. 金融業，保険業用建築物
- L. 不動産業用建築物
- M. 宿泊業，飲食サービス業用建築物
- N. 教育，学習支援業用建築物
- O. 医療，福祉用建築物
- P. その他のサービス業用建築物
- Q. 公務用建築物
- R. 他に分類されない建築物

2. 中分類項目

A. 居住専用住宅

- 0 1 居住専用住宅（附属建築物を除く）
- 0 2 居住専用住宅附属建築物

B. 居住専用準住宅

- 0 3 寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く）
- 0 4 居住専用準住宅附属建築物
- 0 5 その他の居住専用準住宅

- C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物
- C 0 5. 情報通信業用建築物
- C 0 6. 運輸業用建築物
- C 0 7. 卸売業，小売業用建築物
- C 0 8. 金融業，保険業用建築物
- C 0 9. 不動産業用建築物
- C 1 0. 宿泊業，飲食サービス業用建築物
- C 1 1. 教育，学習支援業用建築物
- C 1 2. 医療，福祉用建築物
- C 1 3. その他のサービス業用建築物
- C 1 4. 公務用建築物
- C 1 5. 他に分類されない建築物

2. 中分類項目

A 0 1. 居住専用住宅

- 1 0 1 居住専用住宅（附属建築物を除く）
- 1 0 2 居住専用住宅附属建築物

A 0 2. 居住専用準住宅

- 1 0 3 寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く）
- 1 0 4 居住専用準住宅附属建築物
- 1 0 5 その他の居住専用準住宅

C. 居住産業併用建築物

- 1 1 居住農林水産業併用建築物
- 1 2 居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物
- 1 3 居住製造業併用建築物
- 1 4 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物
- 1 5 居住情報通信業併用建築物
- 1 6 居住運輸業併用建築物
- 1 7 居住卸売業，小売業併用建築物
- 1 8 居住金融業，保険業併用建築物
- 1 9 居住不動産業併用建築物
- 2 0 居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物
- 2 1 居住医療，福祉併用建築物
- 2 2 居住教育，学習支援業併用建築物
- 2 3 居住その他のサービス業併用建築物
- 2 4 居住公務併用建築物
- 2 5 他に分類されない居住産業併用建築物

B 0 1. 居住農林水産業併用建築物

2 1 1 居住農林水産業併用建築物

B 0 2. 居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物

2 1 2 居住鉱業，採石業，砂利採取業併用建築物

2 1 3 居住建設業併用建築物

B 0 3. 居住製造業併用建築物

2 1 4 居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用建築物

2 1 5 居住化学工業，石油製品等製造業併用建築物

2 1 6 居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物

2 1 7 居住機械器具製造業併用建築物

2 1 8 居住その他の製造業併用建築物

B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物

2 1 9 居住電気業併用建築物

2 2 0 居住ガス業併用建築物

2 2 1 居住熱供給業併用建築物

2 2 2 居住水道業併用建築物

B 0 5. 居住情報通信業併用建築物

2 2 3 居住通信業併用建築物

2 2 4 居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用建築物

	<u>2 2 5 居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物（新聞業，出版業用を除く）</u>
	<u>2 2 6 居住新聞業，出版業併用建築物</u>
	<u>B 0 6．居住運輸業併用建築物</u>
	<u>2 2 7 居住運輸業併用建築物</u>
	<u>B 0 7．居住卸売業，小売業併用建築物</u>
	<u>2 2 8 居住卸売業，小売業併用建築物</u>
	<u>B 0 8．居住金融業，保険業併用建築物</u>
	<u>2 2 9 居住金融業，保険業併用建築物</u>
	<u>B 0 9．居住不動産業併用建築物</u>
	<u>2 3 0 居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）</u>
	<u>2 3 1 居住駐車場業併用建築物</u>
	<u>B 1 0．居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物</u>
	<u>2 3 2 居住宿泊業併用建築物</u>
	<u>2 3 3 居住飲食サービス業併用建築物</u>
	<u>B 1 1．居住教育，学習支援業併用建築物</u>
	<u>2 3 4 居住学校教育併用建築物</u>
	<u>2 3 5 居住社会教育併用建築物</u>

	<u>2 3 6 居住学習塾，教養・技能教授業併用建築物</u> <u>2 3 7 居住その他の教育，学習支援業併用建築物</u> <u>B 1 2．居住医療，福祉併用建築物</u> <u>2 3 8 居住医療業，保健衛生併用建築物</u> <u>2 3 9 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u> <u>B 1 3．居住その他のサービス業併用建築物</u> <u>2 4 0 居住郵便局併用建築物</u> <u>2 4 1 居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用建築物</u> <u>2 4 2 居住旅行業併用建築物</u> <u>2 4 3 居住娯楽業併用建築物</u> <u>2 4 4 居住宗教併用建築物</u> <u>2 4 5 居住その他のサービス業併用建築物</u> <u>B 1 4．居住公務併用建築物</u> <u>2 4 6 居住公務併用建築物</u> <u>B 1 5．他に分類されない居住産業併用建築物</u> <u>2 9 9 他に分類されない居住産業併用建築物</u> <u>C 0 1．農林水産業用建築物</u> <u>3 1 1 農林水産業用建築物</u>
D．農林水産業用建築物 3 1 農林水産業用建築物	

E. 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物

- 3 2 鉱業、採石業、砂利採取業用建築物
- 3 3 建設業用建築物

F. 製造業用建築物

- 3 4 食料、繊維、木材・木製品等製造業用建築物
- 3 5 化学工業、石油製品等製造業用建築物
- 3 6 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業用建築物
- 3 7 機械器具製造業用建築物
- 3 8 その他の製造業用建築物

G. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物

- 3 9 電気業用建築物
- 4 0 ガス業用建築物
- 4 1 熱供給業用建築物
- 4 2 水道業用建築物

H. 情報通信業用建築物

- 4 3 通信業用建築物
- 4 4 放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用建築物
- 4 5 映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業、出版業用を除く）

C 0 2. 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物

- 3 1 2 鉱業、採石業、砂利採取業用建築物
- 3 1 3 建設業用建築物

C 0 3. 製造業用建築物

- 3 1 4 食料、繊維、木材・木製品等製造業用建築物
- 3 1 5 化学工業、石油製品等製造業用建築物
- 3 1 6 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業用建築物
- 3 1 7 機械器具製造業用建築物
- 3 1 8 その他の製造業用建築物

C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物

- 3 1 9 電気業用建築物
- 3 2 0 ガス業用建築物
- 3 2 1 熱供給業用建築物
- 3 2 2 水道業用建築物

C 0 5. 情報通信業用建築物

- 3 2 3 通信業用建築物
- 3 2 4 放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用建築物
- 3 2 5 映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業、出版業用を除く）

4 6 新聞業，出版業用建築物	<u>3 2 6</u> 新聞業，出版業用建築物
I. 運輸業用建築物	<u>C 0 6</u> . 運輸業用建築物
4 7 運輸業用建築物	<u>3 2 7</u> 運輸業用建築物
J. 卸売業，小売業用建築物	<u>C 0 7</u> . 卸売業，小売業用建築物
4 8 卸売業，小売業用建築物	<u>3 2 8</u> 卸売業，小売業用建築物
K. 金融業，保険業用建築物	<u>C 0 8</u> . 金融業，保険業用建築物
4 9 金融業，保険業用建築物	<u>3 2 9</u> 金融業，保険業用建築物
L. 不動産業用建築物	<u>C 0 9</u> . 不動産業用建築物
5 0 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）	<u>3 3 0</u> 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）
5 1 駐車場業用建築物	<u>3 3 1</u> 駐車場業用建築物
M. 宿泊業，飲食サービス業用建築物	<u>C 1 0</u> . 宿泊業，飲食サービス業用建築物
5 2 宿泊業用建築物	<u>3 3 2</u> 宿泊業用建築物
5 3 飲食サービス業用建築物	<u>3 3 3</u> 飲食サービス業用建築物
N. 教育，学習支援業用建築物	<u>C 1 1</u> . 教育，学習支援業用建築物
5 4 学校教育用建築物	<u>3 3 4</u> 学校教育用建築物
5 5 社会教育用建築物	<u>3 3 5</u> 社会教育用建築物
5 6 学習塾，教養・技能教授業用建築物	<u>3 3 6</u> 学習塾，教養・技能教授業用建築物
5 7 その他の教育，学習支援業用建築物	<u>3 3 7</u> その他の教育，学習支援業用建築物

○. 医療, 福祉用建築物 5 8 医療業, 保健衛生用建築物 5 9 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物 P. その他のサービス業用建築物 6 0 郵便局用建築物 6 1 学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体用建築物 6 2 旅行業用建築物 6 3 娯楽業用建築物 6 4 宗教用建築物 6 5 その他のサービス業用建築物 Q. 公務用建築物 6 6 公務用建築物 R. 他に分類されない建築物 9 9 他に分類されない建築物 3. 使途区分項目 1 事務所 2 店舗 3 工場及び作業場	<u>C 1 2.</u> 医療, 福祉用建築物 <u>3 3 8</u> 医療業, 保健衛生用建築物 <u>3 3 9</u> 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物 <u>C 1 3.</u> その他のサービス業用建築物 <u>3 4 0</u> 郵便局用建築物 <u>3 4 1</u> 学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体用建築物 <u>3 4 2</u> 旅行業用建築物 <u>3 4 3</u> 娯楽業用建築物 <u>3 4 4</u> 宗教用建築物 <u>3 4 5</u> その他のサービス業用建築物 <u>C 1 4.</u> 公務用建築物 <u>3 4 6</u> 公務用建築物 <u>C 1 5.</u> 他に分類されない建築物 <u>3 9 9</u> 他に分類されない建築物 3. 使途区分項目 1 事務所 2 店舗 3 工場及び作業場
---	---

4 倉庫 5 学校の校舎 6 病院・診療所 9 その他	4 倉庫 5 学校の校舎 6 病院・診療所 9 その他
大分類 A. 居住専用住宅 総 説 居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 019 居住専用住宅（附属建築物を除く） 029 居住専用住宅附属建築物 物置、土蔵などの居住専用住宅の附属建築物をいう。	大分類 A 0 1. 居住専用住宅 総 説 居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>1019</u> 居住専用住宅（附属建築物を除く） <u>1029</u> 居住専用住宅附属建築物 物置、土蔵などの居住専用住宅の附属建築物をいう。
大分類 B. 居住専用準住宅 総 説 居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。	大分類 A 0 2. 居住専用準住宅 総 説 居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。

建築物用途分類による番号 039 寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く） 049 居住専用準住宅附属建築物 物置、別棟の便所などの寮、寄宿舎、合宿所等の附属建築物をいう。 059 その他の居住専用準住宅 前項の各項のいずれにも分類されない居住専用準住宅をいう。	建築物用途分類による番号 <u>1039</u> 寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く） <u>1049</u> 居住専用準住宅附属建築物 物置、別棟の便所などの寮、寄宿舎、合宿所等の附属建築物をいう。 <u>1059</u> その他の居住専用準住宅 前項の各項のいずれにも分類されない居住専用準住宅をいう。
大分類 C. 居住産業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上である建築物をいう。 建築物用途分類による番号 11 居住農林水産業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「A. 農業、林業」又は「B. 漁業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 111 居住農林水産業併用事務所 112 居住農林水産業併用店舗	<u>大分類 B 0 1. 居住農林水産業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「A. 農業、林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u> <u>211 居住農林水産業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「A. 農業、林業」又は「B. 漁業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2111 居住農林水産業併用事務所</u> <u>2112 居住農林水産業併用店舗</u>

113	居住農林水産業併用工場及び作業場	<u>2113</u>	<u>居住農林水産業併用工場及び作業場</u>
114	居住農林水産業併用倉庫	<u>2114</u>	<u>居住農林水産業併用倉庫</u>
119	その他の居住農林水産業併用建築物	<u>2119</u>	<u>その他の居住農林水産業併用建築物</u>
		<u>大分類 B 0 2 . 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u>	
12	居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物 <u>日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」</u> <u>又は「D. 建設業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>	<u>212</u>	<u>居住鉱業, 採石業, 砂利採取業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
121	居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用事務所	<u>2121</u>	<u>居住鉱業, 採石業, 砂利採取業併用事務所</u>
122	居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用店舗	<u>2122</u>	<u>居住鉱業, 採石業, 砂利採取業併用店舗</u>
123	居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用工場及び作業場	<u>2123</u>	<u>居住鉱業, 採石業, 砂利採取業併用工場及び作業場</u>
124	居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用倉庫	<u>2124</u>	<u>居住鉱業, 採石業, 砂利採取業併用倉庫</u>

129 その他の居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物	<u>2129 <u>その他の居住鉱業，採石業，砂利採取業併用建築物</u></u> <u>213 <u>居住建設業併用建築物</u></u> <u>日本標準産業分類の大分類「06. 総合工事業」、「07. 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08. 設備工事業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2131 <u>居住建設業併用事務所</u></u> <u>2132 <u>居住建設業併用店舗</u></u> <u>2133 <u>居住建設業併用工場及び作業場</u></u> <u>2134 <u>居住建設業併用倉庫</u></u> <u>2139 <u>その他の居住建設業併用建築物</u></u>
	<u>大分類 B 0 3. 居住製造業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）。</u>

13 居住製造業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 (各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業又は再生業を除く)。 131 居住製造業併用事務所 132 居住製造業併用店舗 133 居住製造業併用工場及び作業場 134 居住製造業併用倉庫 139 その他の居住製造業併用建築物	<u>建築物用途分類による番号</u> <u>214 居住食料, 繊維, 木材・木製品等製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「09. 食料品製造業」、「10. 飲料・たばこ・飼料製造業」、「11. 繊維工業」、「12. 木材・木製品製造業(家具を除く)」、「13. 家具・装備品製造業」、「14. パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15. 印刷・同関連業」、「18. プラスチック製品製造業(別掲を除く)」又は「21. 窯業・土石製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2141 居住食料, 繊維, 木材・木製品等製造業併用事務所</u> <u>2142 居住食料, 繊維, 木材・木製品等製造業併用店舗</u> <u>2143 居住食料, 繊維, 木材・木製品等製造業併用工場及び作業場</u> <u>2144 居住食料, 繊維, 木材・木製品等製造業併用倉庫</u> <u>2149 その他の居住食料, 繊維, 木材・木製品等製造業併用建築物</u> <u>215 居住化学工業, 石油製品等製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「16. 化学工業」又は「17. 石油製品・石炭製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2151 居住化学工業, 石油製品等製造業併用事務所</u> <u>2152 居住化学工業, 石油製品等製造業併用店舗</u> <u>2153 居住化学工業, 石油製品等製造業併用工場及び作業場</u> <u>2154 居住化学工業, 石油製品等製造業併用倉庫</u>
--	---

	<u>2159</u>	<u>その他の居住化学工業，石油製品等製造業併用建築物</u>
	<u>216</u>	<u>居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「22. 鉄鋼業」、「23. 非鉄金属製造業」又は「24. 金属製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
	<u>2161</u>	<u>居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用事務所</u>
	<u>2162</u>	<u>居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用店舗</u>
	<u>2163</u>	<u>居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用工場及び作業場</u>
	<u>2164</u>	<u>居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用倉庫</u>
	<u>2169</u>	<u>その他の居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物</u>
	<u>217</u>	<u>居住機械器具製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「25. はん用機械器具製造業」、「26. 生産用機械器具製造業」、「27. 業務用機械器具製造業」、「28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29. 電気機械器具製造業」、「30. 情報通信機械器具製造業」又は「31. 輸送用機械器具製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
	<u>2171</u>	<u>居住機械器具製造業併用事務所</u>
	<u>2172</u>	<u>居住機械器具製造業併用店舗</u>
	<u>2173</u>	<u>居住機械器具製造業併用工場及び作業場</u>

	<u>2174</u> <u>居住機械器具製造業併用倉庫</u> <u>2179</u> <u>その他の居住機械器具製造業併用建築物</u> <u>218</u> <u>居住その他の製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「19. ゴム製品製造業」、「20. なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32. その他の製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2181</u> <u>居住その他の製造業併用事務所</u> <u>2182</u> <u>居住その他の製造業併用店舗</u> <u>2183</u> <u>居住その他の製造業併用工場及び作業場</u> <u>2184</u> <u>居住その他の製造業併用倉庫</u> <u>2189</u> <u>他に分類されない居住製造業併用建築物</u>
	<u>大分類 B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。</u>

14 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 141 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用事務所 142 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用店舗 143 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用工場及び作業場 144 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用倉庫 149 その他の居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物	建築物用途分類による番号 219 居住電気業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「33. 電気業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2191 居住電気業併用事務所 2192 居住電気業併用店舗 2193 居住電気業併用工場及び作業場 2194 居住電気業併用倉庫 2199 その他の居住電気業併用建築物 220 居住ガス業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2201 居住ガス業併用事務所 2202 居住ガス業併用店舗 2203 居住ガス業併用工場及び作業場 2204 居住ガス業併用倉庫 2209 その他の居住ガス業併用建築物 221 居住熱供給業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「35. 熱供給業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2211 居住熱供給業併用事務所
---	---

	<u>2212</u> <u>居住熱供給業併用店舗</u> <u>2213</u> <u>居住熱供給業併用工場及び作業場</u> <u>2214</u> <u>居住熱供給業併用倉庫</u> <u>2219</u> <u>その他の居住熱供給業併用建築物</u> <u>222</u> <u>居住水道業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「36. 水道業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2221</u> <u>居住水道業併用事務所</u> <u>2222</u> <u>居住水道業併用店舗</u> <u>2223</u> <u>居住水道業併用工場及び作業場</u> <u>2224</u> <u>居住水道業併用倉庫</u> <u>2229</u> <u>その他の居住水道業併用建築物</u>
	<u>大分類 B 0 5 . 居住情報通信業併用建築物</u> 総 説 <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u>

15	居住情報通信業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	<u>223</u>	<u>居住通信業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「37. 通信業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
151	居住情報通信業併用事務所	<u>2231</u>	<u>居住通信業併用事務所</u>
152	居住情報通信業併用店舗	<u>2232</u>	<u>居住通信業併用店舗</u>
153	居住情報通信業併用工場及び作業場	<u>2233</u>	<u>居住通信業併用工場及び作業場</u>
154	居住情報通信業併用倉庫	<u>2234</u>	<u>居住通信業併用倉庫</u>
159	その他の居住情報通信業併用建築物	<u>2239</u>	<u>その他の居住通信業併用建築物</u>
		<u>224</u>	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「38. 放送業」、「39. 情報サービス業」又は「40. インターネット附随サービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
		<u>2241</u>	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用事務所</u>
		<u>2242</u>	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用店舗</u>
		<u>2243</u>	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用工場及び作業場</u>
		<u>2244</u>	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用倉庫</u>
		<u>2249</u>	<u>その他の居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サ</u>

	<u>ービス業併用建築物</u>
<u>225</u>	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物（新聞業，出版業用を除く）</u> <u>日本標準産業分類の中分類「41. 映像・音声・文字情報制作業（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
<u>2251</u>	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用事務所</u>
<u>2252</u>	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用店舗</u>
<u>2253</u>	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用工場及び作業場</u>
<u>2254</u>	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用倉庫</u>
<u>2259</u>	<u>その他の居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物</u>
<u>226</u>	<u>居住新聞業，出版業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
<u>2261</u>	<u>居住新聞業，出版業併用事務所</u>
<u>2262</u>	<u>居住新聞業，出版業併用店舗</u>
<u>2263</u>	<u>居住新聞業，出版業併用工場及び作業場</u>
<u>2264</u>	<u>居住新聞業，出版業併用倉庫</u>
<u>2269</u>	<u>その他の居住新聞業，出版業併用建築物</u>

16 居住運輸業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 161 居住運輸業併用事務所 162 居住運輸業併用店舗 163 居住運輸業併用工場及び作業場 164 居住運輸業併用倉庫 169 その他の居住運輸業併用建築物	<u>大分類 B 0 6. 居住運輸業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u> <u>227 居住運輸業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「42. 鉄道業」、「43. 道路旅客運送業」、「44. 道路貨物運送業」、「45. 水運業」、「46. 航空運輸業」、「47. 倉庫業」又は「48. 運輸に附帯するサービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2271 居住運輸業併用事務所</u> <u>2272 居住運輸業併用店舗</u> <u>2273 居住運輸業併用工場及び作業場</u> <u>2274 居住運輸業併用倉庫</u> <u>2279 その他の居住運輸業併用建築物</u>
	<u>大分類 B 0 7. 居住卸売業，小売業併用建築物</u>

17 居住卸売業，小売業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「<u>I．卸売業，小売業</u>」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 171 居住卸売業，小売業併用事務所 172 居住卸売業，小売業併用店舗 173 居住卸売業，小売業併用工場及び作業場 174 居住卸売業，小売業併用倉庫 179 その他の居住卸売業，小売業併用建築物	<u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>I．卸売業，小売業</u>」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u> <u>228 居住卸売業，小売業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「<u>I．卸売業，小売業</u>」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2281 居住卸売業，小売業併用事務所</u> <u>2282 居住卸売業，小売業併用店舗</u> <u>2283 居住卸売業，小売業併用工場及び作業場</u> <u>2284 居住卸売業，小売業併用倉庫</u> <u>2289 その他の居住卸売業，小売業併用建築物</u>
	<u>大分類 B 0 8．居住金融業，保険業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物</u>

18 居住金融業，保険業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 181 居住金融業，保険業併用事務所 182 居住金融業，保険業併用店舗 183 居住金融業，保険業併用工場及び作業場 184 居住金融業，保険業併用倉庫 189 その他の居住金融業，保険業併用建築物	<u>で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u> <u>229 居住金融業，保険業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2291 居住金融業，保険業併用事務所</u> <u>2292 居住金融業，保険業併用店舗</u> <u>2293 居住金融業，保険業併用工場及び作業場</u> <u>2294 居住金融業，保険業併用倉庫</u> <u>2299 その他の居住金融業，保険業併用建築物</u>
19 居住不動産業併用建築物	<u>大分類 B 0 9. 居住不動産業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業，物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u> <u>230 居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）</u>

日本標準産業分類の大分類「<u>K. 不動産業、物品賃貸業（中分類「70. 物品賃貸業」を除く）</u>」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 191 居住不動産業併用事務所 192 居住不動産業併用店舗 193 居住不動産業併用工場及び作業場 194 居住不動産業併用倉庫 199 その他の居住不動産業併用建築物	<u>日本標準産業分類の中分類「68. 不動産取引業」又は「69. 不動産賃貸業・管理業（小分類「693. 駐車場業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。</u> <u>2301 居住不動産業併用事務所</u> <u>2302 居住不動産業併用店舗</u> <u>2303 居住不動産業併用工場及び作業場</u> <u>2304 居住不動産業併用倉庫</u> <u>2309 その他の居住不動産業併用建築物</u> <u>231 居住駐車場業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「693. 駐車場業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2311 居住駐車場業併用事務所</u> <u>2312 居住駐車場業併用店舗</u> <u>2313 居住駐車場業併用工場及び作業場</u> <u>2314 居住駐車場業併用倉庫</u> <u>2319 その他の居住駐車場業併用建築物</u>
	<u>大分類 B 1 0. 居住宿泊業、飲食サービス業併用建築物</u> <u>総 説</u>

		<u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業，飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。</u>
		<u>建築物用途分類による番号</u>
20	居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業，飲食サービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	<u>232 居住宿泊業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「75. 宿泊業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。</u>
201	居住宿泊業，飲食サービス業併用事務所	<u>2321 居住宿泊業併用事務所</u>
202	居住宿泊業，飲食サービス業併用店舗	<u>2322 居住宿泊業併用店舗</u>
203	居住宿泊業，飲食サービス業併用工場及び作業場	<u>2323 居住宿泊業併用工場及び作業場</u>
204	居住宿泊業，飲食サービス業併用倉庫	<u>2324 居住宿泊業併用倉庫</u>
209	その他の居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物	<u>2329 その他の居住宿泊業併用建築物</u>
		<u>233 居住飲食サービス業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「76. 飲食店」又は「77. 持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。（食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く）</u>
		<u>2331 居住飲食サービス業併用事務所</u>

		<u>2332</u> <u>居住飲食サービス業併用店舗</u> <u>2333</u> <u>居住飲食サービス業併用工場及び作業場</u> <u>2334</u> <u>居住飲食サービス業併用倉庫</u> <u>2339</u> <u>その他の居住飲食サービス業併用建築物</u>
21	居住医療，福祉併用建築物 日本標準産業分類の大分類「 <u>P. 医療，福祉</u> 」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	<u>大分類 B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「P. 医療，福祉」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u> <u>238</u> <u>居住医療業，保健衛生併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「83. 医療業」又は「84. 保健衛生」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2381</u> <u>居住医療業，保健衛生併用事務所</u> <u>2382</u> <u>居住医療業，保健衛生併用店舗</u> <u>2383</u> <u>居住医療業，保健衛生併用工場及び作業場</u> <u>2384</u> <u>居住医療業，保健衛生併用倉庫</u> <u>2386</u> <u>居住医療業，保健衛生併用病院・診療所</u> <u>2389</u> <u>その他の居住医療業，保健衛生併用建築物</u>
211	居住医療，福祉併用事務所	
212	居住医療，福祉併用店舗	
213	居住医療，福祉併用工場及び作業場	
214	居住医療，福祉併用倉庫	
216	居住医療，福祉併用病院・診療所	
219	その他の居住医療，福祉併用建築物	

	<u>239</u> <u>居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「85. 社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2391</u> <u>居住社会保険・社会福祉・介護事業併用事務所</u> <u>2392</u> <u>居住社会保険・社会福祉・介護事業併用店舗</u> <u>2393</u> <u>居住社会保険・社会福祉・介護事業併用工場及び作業場</u> <u>2394</u> <u>居住社会保険・社会福祉・介護事業併用倉庫</u> <u>2399</u> <u>その他の居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u>
22 居住教育，学習支援業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「<u>〇. 教育，学習支援業</u>」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	<u>大分類 B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>〇. 教育，学習支援業</u>」の用に供される建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u> <u>234</u> <u>居住学校教育併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「81. 学校教育」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2341</u> <u>居住学校教育併用事務所</u>

221	居住教育，学習支援業併用事務所	<u>2342</u>	<u>居住学校教育併用店舗</u>
222	居住教育，学習支援業併用店舗	<u>2343</u>	<u>居住学校教育併用工場及び作業場</u>
223	居住教育，学習支援業併用工場及び作業場	<u>2344</u>	<u>居住学校教育併用倉庫</u>
224	居住教育，学習支援業併用倉庫	<u>2345</u>	<u>居住学校教育併用学校の校舎</u>
225	居住教育，学習支援業併用学校の校舎	<u>2349</u>	<u>その他の居住学校教育併用建築物</u>
229	その他の居住教育，学習支援業併用建築物		
		<u>235</u>	<u>居住社会教育併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「821. 社会教育」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。(図書館、博物館、美術館、水族館、公民館を含む)</u>
		<u>2351</u>	<u>居住社会教育併用事務所</u>
		<u>2352</u>	<u>居住社会教育併用店舗</u>
		<u>2353</u>	<u>居住社会教育併用工場及び作業場</u>
		<u>2354</u>	<u>居住社会教育併用倉庫</u>
		<u>2359</u>	<u>その他の居住社会教育併用建築物</u>
		<u>236</u>	<u>居住学習塾，教養・技能教授業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「823. 学習塾」又は「824. 教養・技能教授業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
		<u>2361</u>	<u>居住学習塾，教養・技能教授併用事務所</u>
		<u>2362</u>	<u>居住学習塾，教養・技能教授併用店舗</u>
		<u>2363</u>	<u>居住学習塾，教養・技能教授併用工場及び作業場</u>
		<u>2364</u>	<u>居住学習塾，教養・技能教授併用倉庫</u>

	<u>2369</u> <u>その他の居住学習塾，教養・技能教授併用建築物</u> <u>237</u> <u>居住その他の教育，学習支援業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「822. 職業・教育支援施設」又は</u> <u>「829. 他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される</u> <u>部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をい</u> <u>う。</u> <u>2371</u> <u>居住その他の教育，学習支援業併用事務所</u> <u>2372</u> <u>居住その他の教育，学習支援業併用店舗</u> <u>2373</u> <u>居住その他の教育，学習支援業併用工場及び作業場</u> <u>2374</u> <u>居住その他の教育，学習支援業併用倉庫</u> <u>2379</u> <u>他に分類されない居住教育，学習支援業併用建築物</u>
	<u>大分類 B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物</u> <u>で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産</u> <u>業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便</u> <u>業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、「K. 不動産業，物</u> <u>品賃貸業」のうち中分類「70. 物品賃貸業」、「L. 学術研究，専門・技術</u> <u>サービス業」、「N. 生活関連サービス業，娯楽業」、「Q. 複合サービス事</u> <u>業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築</u> <u>物をいう。</u>

23 居住その他のサービス業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」のうち中分類「<u>70. 物品賃貸業</u>」、「<u>L. 学術研究，専門・技術サービス業</u>」、「<u>N. 生活関連サービス業，娯楽業</u>」、「<u>Q. 複合サービス事業</u>」又は「<u>R. サービス業（他に分類されないもの）</u>」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	<u>建築物用途分類による番号</u> <u>240 居住郵便局併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」又は「86. 郵便局」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
231 居住その他のサービス業併用事務所	<u>2401 居住郵便局併用事務所</u>
232 居住その他のサービス業併用店舗	<u>2402 居住郵便局併用店舗</u>
233 居住その他のサービス業併用工場及び作業場	<u>2403 居住郵便局併用工場及び作業場</u>
234 居住その他のサービス業併用倉庫	<u>2404 居住郵便局併用倉庫</u>
239 その他の居住その他のサービス業併用建築物	<u>2409 その他の居住郵便局併用建築物</u> <u>241 居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「71. 学術・開発研究機関」又は「93. 政治・経済・文化団体」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2411 居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用事務所</u> <u>2412 居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用店舗</u> <u>2413 居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用工場及び作業場</u> <u>2414 居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用倉庫</u> <u>2419 その他の居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用建築物</u> <u>242 居住旅行業併用建築物</u>

	<u>日本標準産業分類の小分類「791. 旅行業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
<u>2421</u>	<u>居住旅行業併用事務所</u>
<u>2422</u>	<u>居住旅行業併用店舗</u>
<u>2423</u>	<u>居住旅行業併用工場及び作業場</u>
<u>2424</u>	<u>居住旅行業併用倉庫</u>
<u>2429</u>	<u>その他の居住旅行業併用建築物</u>
<u>243</u>	<u>居住娯楽業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
<u>2431</u>	<u>居住娯楽業併用事務所</u>
<u>2432</u>	<u>居住娯楽業併用店舗</u>
<u>2433</u>	<u>居住娯楽業併用工場及び作業場</u>
<u>2434</u>	<u>居住娯楽業併用倉庫</u>
<u>2439</u>	<u>その他の居住娯楽業併用建築物</u>
<u>244</u>	<u>居住宗教併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
<u>2441</u>	<u>居住宗教併用事務所</u>
<u>2442</u>	<u>居住宗教併用店舗</u>
<u>2443</u>	<u>居住宗教併用工場及び作業場</u>
<u>2444</u>	<u>居住宗教併用倉庫</u>

	<u>2449</u> <u>その他の居住宗教併用建築物</u> <u>245</u> <u>居住その他のサービス業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サービス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. その他の生活関連サービス業」、「87. 協同組合（他に分類されないもの）」、「88. 廃棄物処理業」、「89. 自動車整備業」、「90. 機械等修理業（別掲を除く）」、「91. 職業紹介・労働者派遣業」、「92. その他の事業サービス業」、「95. その他のサービス業」又は「96. 外国公務」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2451</u> <u>居住その他のサービス業併用事務所</u> <u>2452</u> <u>居住その他のサービス業併用店舗</u> <u>2453</u> <u>居住その他のサービス業併用工場及び作業場</u> <u>2454</u> <u>居住その他のサービス業併用倉庫</u> <u>2459</u> <u>他に分類されない居住その他のサービス業併用建築物</u>
	<u>大分類 B 1 4. 居住公務併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。</u>

24 居住公務併用建築物 日本標準産業分類の大分類「<u>S. 公務（他に分類されるものを除く）</u>」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 241 居住公務併用事務所 242 居住公務併用店舗 243 居住公務併用工場及び作業場 244 居住公務併用倉庫 249 その他の居住公務併用建築物	<u>建築物用途分類による番号</u> <u>246 居住公務併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2461 居住公務併用事務所</u> <u>2462 居住公務併用店舗</u> <u>2463 居住公務併用工場及び作業場</u> <u>2464 居住公務併用倉庫</u> <u>2469 その他の居住公務併用建築物</u>
25 他に分類されない居住産業併用建築物 居住産業併用建築物で<u>前掲の各項のいずれにも分類されない</u>	<u>大分類 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物</u> <u>総 説</u> <u>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。</u> <u>建築物用途分類による番号</u> <u>299 他に分類されない居住産業併用建築物</u> <u>居住産業併用建築物で前掲の各項のいずれにも分類されない</u>

ものをいう。 259 他に分類されないその他の居住産業併用建築物	<u>建築物をいう。</u> <u>2999</u> <u>他に分類されないその他の居住産業併用建築物</u>
大分類 D. 農林水産業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>A. 農業, 林業</u>」又は「<u>B. 漁業</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 31 農林水産業用建築物 日本標準産業分類の大分類「A. 農業, 林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。 311 農林水産業用事務所 312 農林水産業用店舗 313 農林水産業用工場及び作業場 314 農林水産業用倉庫 319 その他の農林水産業用建築物	大分類 <u>C 0 1</u>. 農林水産業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>A. 農業, 林業</u>」又は「<u>B. 漁業</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>311</u> 農林水産業用建築物 日本標準産業分類の大分類「A. 農業, 林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。 <u>3111</u> 農林水産業用事務所 <u>3112</u> 農林水産業用店舗 <u>3113</u> 農林水産業用工場及び作業場 <u>3114</u> 農林水産業用倉庫 <u>3119</u> その他の農林水産業用建築物
大分類 E. 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業用建築物 総 説	大分類 <u>C 0 2</u>. 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業用建築物 総 説

日本標準産業分類の大分類「<u>C. 鉱業，採石業，砂利採取業</u>」又は「<u>D. 建設業</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 32 鉱業，採石業，砂利採取業用建築物 日本標準産業分類の中分類「05. 鉱業，採石業，砂利採取業」の用に供される建築物をいう。 321 鉱業，採石業，砂利採取業用事務所 322 鉱業，採石業，砂利採取業用店舗 323 鉱業，採石業，砂利採取業用工場及び作業場 324 鉱業，採石業，砂利採取業用倉庫 329 その他の鉱業，採石業，砂利採取業用建築物 33 建設業用建築物 日本標準産業分類の中分類「06. 総合工事業」、「07. 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08. 設備工事業」の用に供される建築物をいう。 331 建設業用事務所 332 建設業用店舗 333 建設業用工場及び作業場 334 建設業用倉庫 339 その他の建設業用建築物	日本標準産業分類の大分類「<u>C. 鉱業，採石業，砂利採取業</u>」又は「<u>D. 建設業</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>312</u> 鉱業，採石業，砂利採取業用建築物 日本標準産業分類の中分類「05. 鉱業，採石業，砂利採取業」の用に供される建築物をいう。 <u>3121</u> 鉱業，採石業，砂利採取業用事務所 <u>3122</u> 鉱業，採石業，砂利採取業用店舗 <u>3123</u> 鉱業，採石業，砂利採取業用工場及び作業場 <u>3124</u> 鉱業，採石業，砂利採取業用倉庫 <u>3129</u> その他の鉱業，採石業，砂利採取業用建築物 <u>313</u> 建設業用建築物 日本標準産業分類の中分類「06. 総合工事業」、「07. 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08. 設備工事業」の用に供される建築物をいう。 <u>3131</u> 建設業用事務所 <u>3132</u> 建設業用店舗 <u>3133</u> 建設業用工場及び作業場 <u>3134</u> 建設業用倉庫 <u>3139</u> その他の建設業用建築物
--	--

大分類 F. 製造業用建築物	大分類 <u>C 0 3</u> . 製造業用建築物
総 説	総 説
日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をいう。(各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く)	日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をいう。(各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く)
建築物用途分類による番号	建築物用途分類による番号
34 食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「09. 食料品製造業」、「10. 飲料・たばこ・飼料製造業」、「11. 繊維工業」、「12. 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13. 家具・装備品製造業」、「14. パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15. 印刷・同関連業」、「18. プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21. 窯業・土石製品製造業」の用に供される建築物をいう。	<u>314</u> 食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「09. 食料品製造業」、「10. 飲料・たばこ・飼料製造業」、「11. 繊維工業」、「12. 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13. 家具・装備品製造業」、「14. パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15. 印刷・同関連業」、「18. プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21. 窯業・土石製品製造業」の用に供される建築物をいう。
341 食料，繊維，木材・木製品等製造業用事務所	<u>3141</u> 食料，繊維，木材・木製品等製造業用事務所
342 食料，繊維，木材・木製品等製造業用店舗	<u>3142</u> 食料，繊維，木材・木製品等製造業用店舗
343 食料，繊維，木材・木製品等製造業用工場及び作業場	<u>3143</u> 食料，繊維，木材・木製品等製造業用工場及び作業場
344 食料，繊維，木材・木製品等製造業用倉庫	<u>3144</u> 食料，繊維，木材・木製品等製造業用倉庫
349 その他の食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物	<u>3149</u> その他の食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物

35	化学工業，石油製品等製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「16. 化学工業」又は「17. 石油製品・石炭製品製造業」の用に供される建築物をいう。	<u>315</u>	化学工業，石油製品等製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「16. 化学工業」又は「17. 石油製品・石炭製品製造業」の用に供される建築物をいう。
351	化学工業，石油製品等製造業用事務所	<u>3151</u>	化学工業，石油製品等製造業用事務所
352	化学工業，石油製品等製造業用店舗	<u>3152</u>	化学工業，石油製品等製造業用店舗
353	化学工業，石油製品等製造業用工場及び作業場	<u>3153</u>	化学工業，石油製品等製造業用工場及び作業場
354	化学工業，石油製品等製造業用倉庫	<u>3154</u>	化学工業，石油製品等製造業用倉庫
359	その他の化学工業，石油製品等製造業用建築物	<u>3159</u>	その他の化学工業，石油製品等製造業用建築物
36	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「22. 鉄鋼業」、「23. 非鉄金属製造業」又は「24. 金属製品製造業」の用に供される建築物をいう。	<u>316</u>	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「22. 鉄鋼業」、「23. 非鉄金属製造業」又は「24. 金属製品製造業」の用に供される建築物をいう。
361	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用事務所	<u>3161</u>	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用事務所
362	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用店舗	<u>3162</u>	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用店舗
363	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用工場及び作業場	<u>3163</u>	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用工場及び作業場
364	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用倉庫	<u>3164</u>	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用倉庫
369	その他の鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物	<u>3169</u>	その他の鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物
37	機械器具製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「25. はん用機械器具製造業」、「26. 生産用機械器具製造業」、「27. 業務用機械器具製造業」、「28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29. 電気機械器具製造業」、「30. 情報通信機械器具製造業」又は「31. 輸送用機械器具製造業」の用に供される建築物をいう。	<u>317</u>	居住機械器具製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「25. はん用機械器具製造業」、「26. 生産用機械器具製造業」、「27. 業務用機械器具製造業」、「28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29. 電気機械器具製造業」、「30. 情報通信機械器具製造業」又は「31. 輸送用機械器具製造業」の用に供される建築物をいう。

371 機械器具製造業用事務所 372 機械器具製造業用店舗 373 機械器具製造業用工場及び作業場 374 機械器具製造業用倉庫 379 その他の機械器具製造業用建築物 38. その他の製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「19. ゴム製品製造業」、「20. なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32. その他の製造業」の用に供される建築物をいう。 381 その他の製造業用事務所 382 その他の製造業用店舗 383 その他の製造業用工場及び作業場 384 その他の製造業用倉庫 389 他に分類されない製造業用建築物	器具製造業」の用に供される建築物をいう。 <u>3171</u> 機械器具製造業用事務所 <u>3172</u> 機械器具製造業用店舗 <u>3173</u> 機械器具製造業用工場及び作業場 <u>3174</u> 機械器具製造業用倉庫 <u>3179</u> その他の機械器具製造業用建築物 <u>318</u> その他の製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「19. ゴム製品製造業」、「20. なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32. その他の製造業」の用に供される建築物をいう。 <u>3181</u> その他の製造業用事務所 <u>3182</u> その他の製造業用店舗 <u>3183</u> その他の製造業用工場及び作業場 <u>3184</u> その他の製造業用倉庫 <u>3189</u> 他に分類されない製造業用建築物
大分類 G. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。	大分類 <u>C 0 4</u>. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。

建築物用途分類による番号		建築物用途分類による番号	
39	電気業用建築物 日本標準産業分類の中分類「33. 電気業」の用に供される建築物をいう。	<u>319</u>	電気業用建築物 日本標準産業分類の中分類「33. 電気業」の用に供される建築物をいう。
391	電気業用事務所	<u>3191</u>	電気業用事務所
392	電気業用店舗	<u>3192</u>	電気業用店舗
393	電気業用工場及び作業場	<u>3193</u>	電気業用工場及び作業場
394	電気業用倉庫	<u>3194</u>	電気業用倉庫
399	その他の電気業用建築物	<u>3199</u>	その他の電気業用建築物
40	ガス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される建築物をいう。	<u>320</u>	ガス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される建築物をいう。
401	ガス業用事務所	<u>3201</u>	ガス業用事務所
402	ガス業用店舗	<u>3202</u>	ガス業用店舗
403	ガス業用工場及び作業場	<u>3203</u>	ガス業用工場及び作業場
404	ガス業用倉庫	<u>3204</u>	ガス業用倉庫
409	その他のガス業用建築物	<u>3209</u>	その他のガス業用建築物
41	熱供給業用建築物 日本標準産業分類の中分類「35. 熱供給業」の用に供される建築物をいう。	<u>321</u>	熱供給業用建築物 日本標準産業分類の中分類「35. 熱供給業」の用に供される建築物をいう。
411	熱供給業用事務所	<u>3211</u>	熱供給業用事務所
412	熱供給業用店舗	<u>3212</u>	熱供給業用店舗

413 熱供給業用工場及び作業場 414 熱供給業用倉庫 419 その他の熱供給業用建築物 42 水道業用建築物 日本標準産業分類の中分類「36. 水道業」の用に供される建築物をいう。 421 水道業用事務所 422 水道業用店舗 423 水道業用工場及び作業場 424 水道業用倉庫 429 その他の水道業用建築物	<u>3213</u> 熱供給業用工場及び作業場 <u>3214</u> 熱供給業用倉庫 <u>3219</u> その他の熱供給業用建築物 <u>322</u> 水道業用建築物 日本標準産業分類の中分類「36. 水道業」の用に供される建築物をいう。 <u>3221</u> 水道業用事務所 <u>3222</u> 水道業用店舗 <u>3223</u> 水道業用工場及び作業場 <u>3224</u> 水道業用倉庫 <u>3229</u> その他の水道業用建築物
大分類 H. 情報通信業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>G. 情報通信業</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 43 通信業用建築物 日本標準産業分類の中分類「37. 通信業」の用に供される建築物をいう。	大分類 <u>C 0 5</u>. 情報通信業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>G. 情報通信業</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>323</u> 通信業用建築物 日本標準産業分類の中分類「37. 通信業」の用に供される建築物をいう。

431	通信業用事務所	<u>3231</u>	通信業用事務所
432	通信業用店舗	<u>3232</u>	通信業用店舗
433	通信業用工場及び作業場	<u>3233</u>	通信業用工場及び作業場
434	通信業用倉庫	<u>3234</u>	通信業用倉庫
439	その他の通信業用建築物	<u>3239</u>	その他の通信業用建築物
44	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「38. 放送業」、「39. 情報サービス業」又は「40. インターネット附随サービス業」の用に供される建築物をいう。	<u>324</u>	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「38. 放送業」、「39. 情報サービス業」又は「40. インターネット附随サービス業」の用に供される建築物をいう。
441	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用事務所	<u>3241</u>	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用事務所
442	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用店舗	<u>3242</u>	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用店舗
443	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用工場及び作業場	<u>3243</u>	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用工場及び作業場
444	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用倉庫	<u>3244</u>	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用倉庫
449	その他の放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用建築物	<u>3249</u>	その他の放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用建築物
45	映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業、出版業を除く）	<u>325</u>	映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業、出版業を除く） 日本標準産業分類の中分類「41. 映像・音声・文字情報制作業

日本標準産業分類の中分類「41. 映像・音声・文字情報制作業（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される建築物をいう。 451 映像・音声・文字情報制作業用事務所 452 映像・音声・文字情報制作業用店舗 453 映像・音声・文字情報制作業用工場及び作業場 454 映像・音声・文字情報制作業用倉庫 459 その他の映像・音声・文字情報制作業用建築物 46 新聞業，出版業用建築物 日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される建築物をいう。 461 新聞業，出版業用事務所 462 新聞業，出版業用店舗 463 新聞業，出版業用工場及び作業場 464 新聞業，出版業用倉庫 469 その他の新聞業，出版業用建築物	（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される建築物をいう。 <u>3251</u> 映像・音声・文字情報制作業用事務所 <u>3252</u> 映像・音声・文字情報制作業用店舗 <u>3253</u> 映像・音声・文字情報制作業用工場及び作業場 <u>3254</u> 映像・音声・文字情報制作業用倉庫 <u>3259</u> その他の映像・音声・文字情報制作業用建築物 <u>326</u> 新聞業，出版業用建築物 日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される建築物をいう。 <u>3261</u> 新聞業，出版業用事務所 <u>3262</u> 新聞業，出版業用店舗 <u>3263</u> 新聞業，出版業用工場及び作業場 <u>3264</u> 新聞業，出版業用倉庫 <u>3269</u> その他の新聞業，出版業用建築物
大分類 I. 運輸業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。	大分類 <u>C 0 6</u>. 運輸業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。

建築物用途分類による番号 47 運輸業用建築物 日本標準産業分類の中分類「42. 鉄道業」、「43. 道路旅客運送業」、「44. 道路貨物運送業」、「45. 水運業」、「46. 航空運輸業」、「47. 倉庫業」又は「48. 運輸に附帯するサービス業」の用に供される建築物をいう。 471 運輸業用事務所 472 運輸業用店舗 473 運輸業用工場及び作業場 474 運輸業用倉庫 479 その他の運輸業用建築物	建築物用途分類による番号 <u>327</u> 運輸業用建築物 日本標準産業分類の中分類「42. 鉄道業」、「43. 道路旅客運送業」、「44. 道路貨物運送業」、「45. 水運業」、「46. 航空運輸業」、「47. 倉庫業」又は「48. 運輸に附帯するサービス業」の用に供される建築物をいう。 <u>3271</u> 運輸業用事務所 <u>3272</u> 運輸業用店舗 <u>3273</u> 運輸業用工場及び作業場 <u>3274</u> 運輸業用倉庫 <u>3279</u> その他の運輸業用建築物
大分類 J. 卸売業，小売業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業，小売業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 48 卸売業，小売業用建築物 日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業，小売業」の用に供	大分類 <u>C 0 7</u>. 卸売業，小売業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業，小売業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>328</u> 卸売業，小売業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業，小売業」の用に供さ

される建築物をいう。 481 卸売業，小売業用事務所 482 卸売業，小売業用店舗 483 卸売業，小売業用工場及び作業場 484 卸売業，小売業用倉庫 489 その他の卸売業，小売業用建築物	れる建築物をいう。 <u>3281</u> 卸売業，小売業用事務所 <u>3282</u> 卸売業，小売業用店舗 <u>3283</u> 卸売業，小売業用工場及び作業場 <u>3284</u> 卸売業，小売業用倉庫 <u>3289</u> その他の卸売業，小売業用建築物
大分類 K. 金融業，保険業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 49 金融業，保険業用建築物 日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 491 金融業，保険業用事務所 492 金融業，保険業用店舗 493 金融業，保険業用工場及び作業場 494 金融業，保険業用倉庫 499 その他の金融業，保険業用建築物	大分類 <u>C 0 8</u>. 金融業，保険業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>329</u> 金融業，保険業用建築物 日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 <u>3291</u> 金融業，保険業用事務所 <u>3292</u> 金融業，保険業用店舗 <u>3293</u> 金融業，保険業用工場及び作業場 <u>3294</u> 金融業，保険業用倉庫 <u>3299</u> その他の金融業，保険業用建築物

大分類 L. 不動産業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 50 不動産業用建築物（駐車場業用を除く） 日本標準産業分類の中分類「68. 不動産取引業」又は「69. 不動産賃貸業・管理業（小分類「693. 駐車場業」を除く）」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。 501 不動産業用事務所 502 不動産業用店舗 503 不動産業用工場及び作業場 504 不動産業用倉庫 509 その他の不動産業用建築物 51 駐車場業用建築物 日本標準産業分類の小分類「693. 駐車場業」の用に供される建築物をいう。	大分類 <u>C 0 9</u>. 不動産業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>330</u> 不動産業用建築物（駐車場業用を除く） 日本標準産業分類の中分類「68. 不動産取引業」又は「69. 不動産賃貸業・管理業（小分類「693. 駐車場業」を除く）」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。 <u>3301</u> 不動産業用事務所 <u>3302</u> 不動産業用店舗 <u>3303</u> 不動産業用工場及び作業場 <u>3304</u> 不動産業用倉庫 <u>3309</u> その他の不動産業用建築物 <u>331</u> 駐車場業用建築物 日本標準産業分類の小分類「693. 駐車場業」の用に供される建築物をいう。
---	--

511	駐車場業用事務所	3311	駐車場業用事務所
512	駐車場業用店舗	3312	駐車場業用店舗
513	駐車場業用工場及び作業場	3313	駐車場業用工場及び作業場
514	駐車場業用倉庫	3314	駐車場業用倉庫
519	その他の駐車場業用建築物	3319	その他の駐車場業用建築物
大分類 M. 宿泊業，飲食サービス業用建築物		大分類 C10 . 宿泊業，飲食サービス業用建築物	
総 説		総 説	
日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業，飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。		日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業，飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。	
建築物用途分類による番号		建築物用途分類による番号	
52	宿泊業用建築物	332	宿泊業用建築物
日本標準産業分類の中分類「75. 宿泊業」の用に供される建築物をいう。ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。		日本標準産業分類の中分類「75. 宿泊業」の用に供される建築物をいう。ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。	
521	宿泊業用事務所	3321	宿泊業用事務所
522	宿泊業用店舗	3322	宿泊業用店舗
523	宿泊業用工場及び作業場	3323	宿泊業用工場及び作業場
524	宿泊業用倉庫	3324	宿泊業用倉庫
529	その他の宿泊業用建築物	3329	その他の宿泊業用建築物
53	飲食サービス業用建築物	333	飲食サービス業用建築物

日本標準産業分類の中分類「76. 飲食店」又は「77. 持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。（食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く） 531 飲食サービス業用事務所 532 飲食サービス業用店舗 533 飲食サービス業用工場及び作業場 534 飲食サービス業用倉庫 539 その他の飲食サービス業用建築物	日本標準産業分類の中分類「76. 飲食店」又は「77. 持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。（食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く） <u>3331</u> 飲食サービス業用事務所 <u>3332</u> 飲食サービス業用店舗 <u>3333</u> 飲食サービス業用工場及び作業場 <u>3334</u> 飲食サービス業用倉庫 <u>3339</u> その他の飲食サービス業用建築物
大分類 N. 教育，学習支援業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「O. 教育，学習支援業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 54 学校教育用建築物 日本標準産業分類の中分類「81. 学校教育」の用に供される建築物をいう。 541 学校教育用事務所 542 学校教育用店舗 543 学校教育用工場及び作業場	大分類 <u>C 1 1</u>. 教育，学習支援業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「O. 教育，学習支援業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>334</u> 学校教育用建築物 日本標準産業分類の中分類「81. 学校教育」の用に供される建築物をいう。 <u>3341</u> 学校教育用事務所 <u>3342</u> 学校教育用店舗 <u>3343</u> 学校教育用工場及び作業場

544	学校教育用倉庫	<u>3344</u>	学校教育用倉庫
545	学校教育用学校の校舎	<u>3345</u>	学校教育用学校の校舎
549	その他の学校教育用建築物	<u>3349</u>	その他の学校教育用建築物
55	社会教育用建築物 日本標準産業分類の小分類「821. 社会教育」の用に供される建築物をいう。(図書館、博物館、美術館、水族館、公民館を含む)	<u>335</u>	社会教育用建築物 日本標準産業分類の小分類「821. 社会教育」の用に供される建築物をいう。(図書館、博物館、美術館、水族館、公民館を含む)
551	社会教育用事務所	<u>3351</u>	社会教育用事務所
552	社会教育用店舗	<u>3352</u>	社会教育用店舗
553	社会教育用工場及び作業場	<u>3353</u>	社会教育用工場及び作業場
554	社会教育用倉庫	<u>3354</u>	社会教育用倉庫
559	その他の社会教育用建築物	<u>3359</u>	その他の社会教育用建築物
56	学習塾，教養・技能教授業用建築物 日本標準産業分類の小分類「823. 学習塾」又は「824. 教養・技能教授業」の用に供される建築物をいう。	<u>336</u>	学習塾，教養・技能教授業用建築物 日本標準産業分類の小分類「823. 学習塾」又は「824. 教養・技能教授業」の用に供される建築物をいう。
561	学習塾，教養・技能教授用事務所	<u>3361</u>	学習塾，教養・技能教授用事務所
562	学習塾，教養・技能教授用店舗	<u>3362</u>	学習塾，教養・技能教授用店舗
563	学習塾，教養・技能教授用工場及び作業場	<u>3363</u>	学習塾，教養・技能教授用工場及び作業場
564	学習塾，教養・技能教授用倉庫	<u>3364</u>	学習塾，教養・技能教授用倉庫
569	その他の学習塾，教養・技能教授用建築物	<u>3369</u>	その他の学習塾，教養・技能教授用建築物
57	その他の教育，学習支援業用建築物	<u>337</u>	その他の教育，学習支援業用建築物

日本標準産業分類の小分類「822. 職業・教育支援施設」又は「829. 他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。 571 その他の教育，学習支援業用事務所 572 その他の教育，学習支援業用店舗 573 その他の教育，学習支援業用工場及び作業場 574 その他の教育，学習支援業用倉庫 579 他に分類されない教育，学習支援業用建築物	日本標準産業分類の小分類「822. 職業・教育支援施設」又は「829. 他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。 <u>3371</u> その他の教育，学習支援業用事務所 <u>3372</u> その他の教育，学習支援業用店舗 <u>3373</u> その他の教育，学習支援業用工場及び作業場 <u>3374</u> その他の教育，学習支援業用倉庫 <u>3379</u> 他に分類されない教育，学習支援業用建築物
大分類 O. 医療，福祉用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>P. 医療，福祉</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 58 医療業，保健衛生用建築物 日本標準産業分類の中分類「83. 医療業」又は「84. 保健衛生」の用に供される建築物をいう。 581 医療業，保健衛生用事務所 582 医療業，保健衛生用店舗 583 医療業，保健衛生用工場及び作業場 584 医療業，保健衛生用倉庫	大分類 <u>C 1 2</u>. 医療，福祉用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>P. 医療，福祉</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>338</u> 医療業，保健衛生用建築物 日本標準産業分類の中分類「83. 医療業」又は「84. 保健衛生」の用に供される建築物をいう。 <u>3381</u> 医療業，保健衛生用事務所 <u>3382</u> 医療業，保健衛生用店舗 <u>3383</u> 医療業，保健衛生用工場及び作業場 <u>3384</u> 医療業，保健衛生用倉庫

586 医療業，保健衛生用病院・診療所 589 その他の医療業，保健衛生用建築物 59 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物 日本標準産業分類の中分類「85. 社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される建築物をいう。 591 社会保険・社会福祉・介護事業用事務所 592 社会保険・社会福祉・介護事業用店舗 593 社会保険・社会福祉・介護事業用工場及び作業場 594 社会保険・社会福祉・介護事業用倉庫 599 その他の社会保険・社会福祉・介護事業用建築物	<u>3386</u> 医療業，保健衛生用病院・診療所 <u>3389</u> その他の医療業，保健衛生用建築物 <u>339</u> 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物 日本標準産業分類の中分類「85. 社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される建築物をいう。 <u>3391</u> 社会保険・社会福祉・介護事業用事務所 <u>3392</u> 社会保険・社会福祉・介護事業用店舗 <u>3393</u> 社会保険・社会福祉・介護事業用工場及び作業場 <u>3394</u> 社会保険・社会福祉・介護事業用倉庫 <u>3399</u> その他の社会保険・社会福祉・介護事業用建築物
大分類 P. その他のサービス業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業</u>」のうち中分類「<u>49. 郵便業（信書便事業を含む）</u>」、「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」のうち中分類「<u>70. 物品賃貸業</u>」、「<u>L. 学術研究，専門・技術サービス業</u>」、「<u>N. 生活関連サービス業，娯楽業</u>」、「<u>Q. 複合サービス事業</u>」又は「<u>R. サービス業（他に分類されないもの）</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 60 郵便局用建築物 日本標準産業分類の中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」	大分類 <u>C 1 3</u>. その他のサービス業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業</u>」のうち中分類「<u>49. 郵便業（信書便事業を含む）</u>」、「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」のうち中分類「<u>70. 物品賃貸業</u>」、「<u>L. 学術研究，専門・技術サービス業</u>」、「<u>N. 生活関連サービス業，娯楽業</u>」、「<u>Q. 複合サービス事業</u>」又は「<u>R. サービス業（他に分類されないもの）</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>340</u> 郵便局用建築物 日本標準産業分類の中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」

又は「86. 郵便局」の用に供される建築物をいう。		又は「86. 郵便局」の用に供される建築物をいう。	
601	郵便局用事務所	<u>3401</u>	郵便局用事務所
602	郵便局用店舗	<u>3402</u>	郵便局用店舗
603	郵便局用工場及び作業場	<u>3403</u>	郵便局用工場及び作業場
604	郵便局用倉庫	<u>3404</u>	郵便局用倉庫
609	その他の郵便局用建築物	<u>3409</u>	その他の郵便局用建築物
61	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物 日本標準産業分類の中分類「71. 学術・開発研究機関」又は「93. 政治・経済・文化団体」の用に供される建築物をいう。	<u>341</u>	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物 日本標準産業分類の中分類「71. 学術・開発研究機関」又は「93. 政治・経済・文化団体」の用に供される建築物をいう。
611	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用事務所	<u>3411</u>	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用事務所
612	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用店舗	<u>3412</u>	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用店舗
613	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用工場及び作業場	<u>3413</u>	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用工場及び作業場
614	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用倉庫	<u>3414</u>	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用倉庫
619	その他の学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物	<u>3419</u>	その他の学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物
62	旅行業用建築物 日本標準産業分類の小分類「791. 旅行業」の用に供される建築物をいう。	<u>342</u>	旅行業用建築物 日本標準産業分類の小分類「791. 旅行業」の用に供される建築物をいう。
621	旅行業用事務所	<u>3421</u>	旅行業用事務所
622	旅行業用店舗	<u>3422</u>	旅行業用店舗
623	旅行業用工場及び作業場	<u>3423</u>	旅行業用工場及び作業場
624	旅行業用倉庫	<u>3424</u>	旅行業用倉庫
629	その他の旅行業用建築物	<u>3429</u>	その他の旅行業用建築物

63	娯楽業用建築物 日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される建築物をいう。	<u>343</u>	娯楽業用建築物 日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される建築物をいう。
631	娯楽業用事務所	<u>3431</u>	娯楽業用事務所
632	娯楽業用店舗	<u>3432</u>	娯楽業用店舗
633	娯楽業用工場及び作業場	<u>3433</u>	娯楽業用工場及び作業場
634	娯楽業用倉庫	<u>3434</u>	娯楽業用倉庫
639	その他の娯楽業用建築物	<u>3439</u>	その他の娯楽業用建築物
64	宗教用建築物 日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される建築物をいう。	<u>344</u>	宗教用建築物 日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される建築物をいう。
641	宗教用事務所	<u>3441</u>	宗教用事務所
642	宗教用店舗	<u>3442</u>	宗教用店舗
643	宗教用工場及び作業場	<u>3443</u>	宗教用工場及び作業場
644	宗教用倉庫	<u>3444</u>	宗教用倉庫
649	その他の宗教用建築物	<u>3449</u>	その他の宗教用建築物
65	その他のサービス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サービス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. その他の生活関連サービス業」、「87. 協同組合（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。	<u>345</u>	その他のサービス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サービス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. その他の生活関連サービス業」、「87. 協同組合（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。

もの)」、「88. 廃棄物処理業」、「89. 自動車整備業」、「90. 機械等修理業（別掲を除く）」、「91. 職業紹介・労働者派遣業」、「92. その他の事業サービス業」、「95. その他のサービス業」又は「96. 外国公務」の用に供される建築物をいう。 651 その他のサービス業用事務所 652 その他のサービス業用店舗 653 その他のサービス業用工場及び作業場 654 その他のサービス業用倉庫 659 他に分類されないその他のサービス業用建築物	の)」、「88. 廃棄物処理業」、「89. 自動車整備業」、「90. 機械等修理業（別掲を除く）」、「91. 職業紹介・労働者派遣業」、「92. その他の事業サービス業」、「95. その他のサービス業」又は「96. 外国公務」の用に供される建築物をいう。 <u>3451</u> その他のサービス業用事務所 <u>3452</u> その他のサービス業用店舗 <u>3453</u> その他のサービス業用工場及び作業場 <u>3454</u> その他のサービス業用倉庫 <u>3459</u> 他に分類されないその他のサービス業用建築物
大分類 Q. 公務用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>S. 公務（他に分類されるものを除く）</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 66 公務用建築物 日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。 661 公務用事務所 662 公務用店舗 663 公務用工場及び作業場	大分類 <u>C 1 4</u>. 公務用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>S. 公務（他に分類されるものを除く）</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>346</u> 公務用建築物 日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。 <u>3461</u> 公務用事務所 <u>3462</u> 公務用店舗 <u>3463</u> 公務用工場及び作業場

664 公務用倉庫 669 その他の公務用建築物	<u>3464</u> 公務用倉庫 <u>3469</u> その他の公務用建築物
大分類 R. 他に分類されない建築物 総 説 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 建築物用途分類による番号 99 他に分類されない建築物 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 999 他に分類されない建築物	大分類 <u>C 1 5</u> . 他に分類されない建築物 総 説 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 建築物用途分類による番号 <u>399</u> 他に分類されない建築物 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 <u>3999</u> 他に分類されない建築物

建築物用途分類早見表

大分類 記号	中分類名	中分類番号	事務所 1	店舗 2	工場及び作業場 3	倉庫 4	学校の校舎 5	病院・診療所 6	その他 9
A01. 居住専用住宅	居住専用住宅(附属建築物を除く)	101							1019
	居住専用住宅附属建築物	102							1029
A02. 居住専用準住宅	寮、寄宿舎、合宿所(附属建築物を除く)	103							1039
	居住専用準住宅附属建築物	104							1049
	その他の居住専用準住宅	105							1059
		211	2111	2112	2113	2114			2119
B01. 居住農林水産業併用建築物	居住農林水産業併用建築物	211	2111	2112	2113	2114			2119
		212	2121	2122	2123	2124			2129
B02. 居住鉱業、採石業、砂利採取業、建設業併用建築物	居住鉱業、採石業、砂利採取業併用建築物	212	2121	2122	2123	2124			2129
	居住建設業併用建築物	213	2131	2132	2133	2134			2139
B03. 居住製造業併用建築物	居住食料、繊維、木材・木製品等製造業併用建築物	214	2141	2142	2143	2144			2149
	居住化学工業、石油製品等製造業併用建築物	215	2151	2152	2153	2154			2159
	居住鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業併用建築物	216	2161	2162	2163	2164			2169
	居住機械器具製造業併用建築物	217	2171	2172	2173	2174			2179
	居住その他の製造業併用建築物	218	2181	2182	2183	2184			2189
		219	2191	2192	2193	2194			2199
		220	2201	2202	2203	2204			2209
B04. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物	居住ガス業併用建築物	220	2201	2202	2203	2204			2209
	居住熱供給業併用建築物	221	2211	2212	2213	2214			2219
	居住水道業併用建築物	222	2221	2222	2223	2224			2229
		223	2231	2232	2233	2234			2239
B05. 居住情報通信業併用建築物	居住通信業併用建築物	223	2231	2232	2233	2234			2239
	居住放送業、情報サービス業、インターネット関連サービス業併用建築物	224	2241	2242	2243	2244			2249
	居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物(新聞業用、出版業用を除く)	225	2251	2252	2253	2254			2259
	居住新聞業・出版業併用建築物	226	2261	2262	2263	2264			2269
B06. 居住運輸業併用建築物	居住運輸業併用建築物	227	2271	2272	2273	2274			2279
B07. 居住卸売業、小売業併用建築物	居住卸売業、小売業併用建築物	228	2281	2282	2283	2284			2289
B08. 居住金融業、保険業併用建築物	居住金融業、保険業併用建築物	229	2291	2292	2293	2294			2299
B09. 居住不動産業併用建築物	居住不動産業併用建築物(駐車場業用を除く)	230	2301	2302	2303	2304			2309
	居住駐車場業併用建築物	231	2311	2312	2313	2314			2319
B10. 居住宿泊業、飲食サービス業併用建築物	居住宿泊業併用建築物	232	2321	2322	2323	2324			2329
	居住飲食サービス業併用建築物	233	2331	2332	2333	2334			2339
B11. 居住教育、学習支援業併用建築物	居住学校教育併用建築物	234	2341	2342	2343	2344	2345		2349
	居住社会教育併用建築物	235	2351	2352	2353	2354			2359
	居住学習塾、教養・技能教授業併用建築物	236	2361	2362	2363	2364			2369
	居住その他の教育・学習支援業併用建築物	237	2371	2372	2373	2374			2379
		238	2381	2382	2383	2384		2385	2389
B12. 居住医療、福祉併用建築物	居住医療業、保健衛生併用建築物	238	2381	2382	2383	2384		2385	2389
	居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物	239	2391	2392	2393	2394			2399
B13. 居住その他のサービス業併用建築物	居住郵便局併用建築物	240	2401	2402	2403	2404			2409
	居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用建築物	241	2411	2412	2413	2414			2419
	居住旅行業併用建築物	242	2421	2422	2423	2424			2429
	居住娯楽業併用建築物	243	2431	2432	2433	2434			2439
	居住宗教併用建築物	244	2441	2442	2443	2444			2449
	居住その他のサービス業併用建築物	245	2451	2452	2453	2454			2459
		246	2461	2462	2463	2464			2469
		247	2471	2472	2473	2474			2479
		248	2481	2482	2483	2484			2489
B14. 居住公務併用建築物	居住公務併用建築物	246	2461	2462	2463	2464			2469
B15. 他に分類されない居住産業併用建築物	他に分類されない居住産業併用建築物	299							2999
C01. 農林水産業用建築物	農林水産業用建築物	311	3111	3112	3113	3114			3119
C02. 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物	鉱業、採石業、砂利採取業用建築物	312	3121	3122	3123	3124			3129
	建設業用建築物	313	3131	3132	3133	3134			3139
C03. 製造業用建築物	食料、繊維、木材・木製品等製造業用建築物	314	3141	3142	3143	3144			3149
	化学工業、石油製品等製造業用建築物	315	3151	3152	3153	3154			3159
	鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業用建築物	316	3161	3162	3163	3164			3169
	機械器具製造業用建築物	317	3171	3172	3173	3174			3179
	その他の製造業用建築物	318	3181	3182	3183	3184			3189
		319	3191	3192	3193	3194			3199
		320	3201	3202	3203	3204			3209
C04. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物	電気業用建築物	319	3191	3192	3193	3194			3199
	ガス業用建築物	320	3201	3202	3203	3204			3209
	熱供給業用建築物	321	3211	3212	3213	3214			3219
	水道業用建築物	322	3221	3222	3223	3224			3229
C05. 情報通信業用建築物	通信業用建築物	323	3231	3232	3233	3234			3239
	放送業、情報サービス業、インターネット関連サービス業用建築物	324	3241	3242	3243	3244			3249
	映像・音声・文字情報制作業用(新聞業用、出版業用を除く)建築物	325	3251	3252	3253	3254			3259
	新聞・出版業用建築物	326	3261	3262	3263	3264			3269
		327	3271	3272	3273	3274			3279
C06. 運輸業用建築物	運輸業用建築物	327	3271	3272	3273	3274			3279
C07. 卸売業、小売業用建築物	卸売業、小売業用建築物	328	3281	3282	3283	3284			3289
C08. 金融業、保険業用建築物	金融業、保険業用建築物	329	3291	3292	3293	3294			3299
C09. 不動産業用建築物	不動産業用建築物(駐車場業用を除く)	330	3301	3302	3303	3304			3309
	駐車場業用建築物	331	3311	3312	3313	3314			3319
C10. 宿泊業、飲食サービス業用建築物	宿泊業用建築物	332	3321	3322	3323	3324			3329
	飲食サービス業用建築物	333	3331	3332	3333	3334			3339
C11. 教育、学習支援業用建築物	学校教育用建築物	334	3341	3342	3343	3344	3345		3349
	社会教育用建築物	335	3351	3352	3353	3354			3359
	学習塾、教養・技能教授業用建築物	336	3361	3362	3363	3364			3369
	その他の教育・学習支援業用建築物	337	3371	3372	3373	3374			3379
		338	3381	3382	3383	3384		3385	3389
C12. 医療、福祉用建築物	医療業、保健衛生用建築物	338	3381	3382	3383	3384		3385	3389
	社会保険・社会福祉・介護事業用建築物	339	3391	3392	3393	3394			3399
C13. その他のサービス業用建築物	郵便局用建築物	340	3401	3402	3403	3404			3409
	学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体用建築物	341	3411	3412	3413	3414			3419
	旅行業用建築物	342	3421	3422	3423	3424			3429
	娯楽業用建築物	343	3431	3432	3433	3434			3439
	宗教用建築物	344	3441	3442	3443	3444			3449
	その他のサービス業用建築物	345	3451	3452	3453	3454			3459
		346	3461	3462	3463	3464			3469
		399							3999
C14. 公務用建築物	公務用建築物	346	3461	3462	3463	3464			3469
C15. 他に分類されない建築物	他に分類されない建築物	399							3999